# 総務委員会会議録

日時 平成22年6月11日(金) 開会時間 午前10時03分

閉会時間 午後 4時43分

場所 第3委員会室

委員出席者 委員長 鈴木 幹夫

副委員長 河西 敏郎

委員 前島 茂松 渡辺 亘人 武川 勉 石井 脩德

堀内 富久 樋口 雄一 小越 智子

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

公安委員 井上 利男 警察本部長 西郷 正実

警務部長 小澤 富彦 生活安全部長 門西 和雄 刑事部長 廣瀬 文三勝

交通部長 青木 雄二 警備部長 北村 正彦 首席監察官 宮﨑 清

総務室長 長沼 郁雄 警察学校長 清水 徹 警務部参事官 有泉 辰二美

生活安全部参事官 小野 和夫 刑事部参事官 佐藤 元治

交通部参事官 佐野 俊夫 会計課長 古屋 一栄

教養課長 細入 浩幸 監察課長 梶原 猛一 厚生課長 眞壁 昌三

情報管理課長 浅川 和章 地域課長 藤原 芳樹 少年課長 川崎 雅明

生活環境課長 輿水 雅彦 捜査第一課長 小林 雄治

捜査第二課長 山口 和良 組織犯罪対策課長 秋山 一哉

交通指導課長 奥脇 勝美 交通規制課長 青柳 幸仁

運転免許課長 小幡 菊次 警備第一課長 渡辺 茂

警備第二課長 松原 茂雄

知事政策局長 平出 亘 企画県民部長 中澤 正徳

知事補佐官 鷹野 勝己 企画県民部理事 杉田 雄二

知事政策局次長 岩波 輝明 知事政策局次長(秘書課長事務取扱) 藤江 昭 政策参事 松谷 荘一 知事政策局次長(広聴広報課長事務取扱) 堀内 久雄

知事政策局次長(行政改革推進課長事務取扱) 市川 由美

企画部次長 小林 明 企画部次長(リニア交通課長事務取扱) 矢島 孝雄

企画課長 橘田 恭 世界遺産推進課長 高木 昭

北富士演習場対策課長 伏見 健 情報政策課長 寺本 邦仁子

統計調査課長 前嶋 修 県民生活·男女参画課長 輿石 隆治

消費者安全・食育推進課長 小松 万知代 生涯学習文化課長 青嶋 洋和

国民文化祭準備室長 平井 敏男

総務部長 古賀 浩史 会計管理者 笹本 英一

人事委員会委員長 小澤 義彦 代表監査委員 輿水 修策

選挙管理委員会委員長 戸栗 敏

総務部防災危機管理監 広瀬 猛 総務部理事 曽根 哲哉

総務部次長 山本 一 総務部次長(人事課長事務取扱) 原間 敏彦

総務部次長(財政課長事務取扱) 山下 誠 職員厚生課長 山本 芳彦

税務課長 深澤 肇 管財課長 佐藤 佳臣 私学文書課長 大堀 道也

市町村課長 伊藤 好彦 消防防災課長 堀内 浩将

出納局次長(会計課長事務取扱) 佐藤 浩一 管理課長 清水 郁也

工事検査課長 野田 祥司

人事委員会事務局長 清水 文夫 人事委員会事務局次長 丹澤 保幸

監查委員事務局長 窪田 守忠 監查委員事務局次長 飯島 幸夫

議会事務局次長 久保田 克己 議会事務局総務課長 杉山 正巳

# 議題 (付託案件)

第61号 山梨県職員の退職手当に関する条例中改正の件

第62号 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例中改正の件

第63号 山梨県職員の育児休業等に関する条例中改正の件

第65号 山梨県県税条例中改正の件

第68号 平成22年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補 正額及び歳入歳出予算の総額、同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員 会関係のもの並びに第2条継続費の補正

第69号 契約締結の件

第70号 公立大学法人山梨県立大学の中期目標を定める件

承第1号 山梨県県税条例中改正の件

承第2号 山梨県過疎地域における県税の特別措置に関する条例中改正の件

承第4号 公立大学法人山梨県立大学が徴収する料金の上限の認可の件

請願第 19-10 号 保険業法の制度と運用を見直し、自主的な共済の保険業法の適 用除外を求めることについて

請願第 21-7号 日本軍「慰安婦」問題に対して、政府に誠実な対応を求めること についての請願事項の1及び2

請願第 22- 4 号 日米地位協定に関わる「裁判権放棄の日米密約」の調査・公表・ 破棄を求める意見書の採択を求めることについて

審査の結果 付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。 また、請願第 19-10 号、第 21-7 号及び第 22-4 号についてはいずれも継続審 査すべきものと決定した。

審査の概要 まず、委員会の審査順序について、警察本部、知事政策局・企画県民部、総務部・出納局・人事委員会事務局・監査委員会事務局・議会事務局の順に行うこととし、午前10時3分から午前11時16分まで警察本部、休憩をはさみ、午後1時32分から午後2時17分まで知事政策局・企画県民部関係、休憩をはさみ、午後2時32分から午後4時43分まで総務部・出納局・人事委員会事務局・監査委員会事務局・議会事務局関係の審査を行った。

# 主な質疑等 警察本部関係

※第68号 平成22年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額 及び歳入歳出予算の総額、同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係の もの並びに第2条継続費の補正

質疑

小越委員

諸費にかかわる1,300万円についてお伺いします。講習以下休業補償 あるんですけれども、まず1,300万円の内訳をお示しください。

古屋会計課長

内訳につきまして御説明します。賠償範囲は6つに分かれております。1 つ目が過重な行政処分講習手数料でございます。これは本件違反により受講 した過重な行政処分者講習料の受講料を支払うものでございまして、延べ2 46名分、338万1,300円でございます。

2つ目に休業補償費でございます。これにつきましては、行政処分者講習、 裁判などへの出頭に対する賠償でございます。250名分で293万5,5 00円でございます。

3つ目として交通費でございます。行政処分者講習や裁判などへの出頭に かかわる交通費としまして250名分、65万2,800円でございます。

4点目として免許証更新費でございます。更新時の講習種別が本来一般講 習であったものが、違反者講習となった者に対しまして、一般講習との差額 を支払うものでございます。28名分で1万8,200円でございます。

5点目として免許停止に対する賠償費でございます。誤処理によりまして 過重に運転免許が停止となった期間に対する賠償としまして53名分、61 1万9,400円でございます。

最後の6点目でございますが、免許再取得費でございます。今回の誤処理 によりまして免許取消処分を受けた方が1名ございまして、この方の免許再 取得費用8万9,200円でございます。

小越委員

その休業補償というのは、1人当たりお幾らなんでしょうか。その積算根 拠をお示しください。

古屋会計課長

休業補償費は行政処分者講習、意見の聴取、略式裁判での出頭を余儀なく されたことに対して支払うべきものでございまして、250名分、515日 分でございますが、算定基準につきましては、民事訴訟法でよく使われてお ります自賠責法の休業補償の支払基準を準用しまして、一日5.700円と して算定をいたしました。この基準につきましては他県でも使用した例がご ざいます。

小越委員

それから、処分ではないとおっしゃっていますが、14人がボーナス減額 というんですけれども、その14人という方は本会議では現場の責任者及び 交通取り締まりを管理する者14名とあったんですが、この現場の人とは、 お名前はともかく、どこの役職なのか、所轄の課長さんや部長さん、それか ら、警察本部、その方々は入っているんでしょうか。

佐野交通部参事官 ただいまの御質問でありますけれども、本部交通指導課、それから、交通 機動隊、南甲府警察署、それから、南アルプス警察署の現場従事者及び業務 管理者でございます。

小越委員

ということは、取り締まりに当たったという方で、南甲府警察署の署長、 交通指導課の課長さん、交通課の課長さん、部長、それから、本部の方々は 入ってないという理解でいいですか。

佐野交通部参事官 ただいま申し上げましたとおり、現場の責任者及び業務管理者ということ

でございます。なお、個々の職名等につきましては、個人を特定されるおそれがございますので、コメントは差し控えさせていただきます。

小越委員

ということは、だれの責任なのかよくわからないんですけれども、すべての方に面接して謝罪したということですので、謝罪の文書があると思うんですが、その謝罪文はだれのお名前なんでしょうか。本部長でしょうか、それとも本部の交通部長なのか、どなたでしょうか。

奥脇交通指導課長 この謝罪文につきましては交通指導課長名で出しております。

小越委員 交通指導課長というのは、警察本部の交通指導課長ということでよろしい ですか。

奥脇交通指導課長 本部の交通指導課長です。

小越委員

それで、先ほど250人の方の内、免許を再取得した方が1人いらっしゃるといったんですけれども、皆さん全員にお会いしていると思うのでわかると思うんですが、53人の方は一日講習を受講して免許を復活した方ではなく、何日間か受講した方だと思うんですけれども、この250人の方の内、仕事ができなくなってしまった方、仕事をやめた人、それから、業務、仕事で免許が必要だった人は何人いらっしゃるんでしょうか。例えばタクシーの運転手さんとか、それから、いろんな仕事の関係で会社でその会社の車を運転しなければならないとか、それから、車で通勤しなければならない、車がどうしても必要な方は何人いらっしゃったんでしょうか。

奥脇交通指導課長 仕事ができなくなってしまった方という方は数名把握をしております。

小越委員 どうしても免許がないと仕事に差し支えるという方は何人いらっしゃっ たんでしょうか。

奥脇交通指導課長 数人仕事を失ったと説明されている方もおりますが、この経緯等具体的な 状況につきましてまで、確認していないところであります。現時点において は確定的なお話をすることはできません。

小越委員

「全員の方にお会いして、その方々の損害の状況を確認するとともに」と本部長はたしか本会議でおっしゃっています。先ほど民事訴訟の自賠責の5,700円とおっしゃったんですけれども、5,700円を例えば8時間労働だとしますとね、1時間当たり712円です。一律5,700円で行くのではなくて、仕事していた方、タクシーの運転手さんとか、それから、業務で仕事していますと、この712円よりもっと高い場合があるのではないですか。普通の任意保険でありますと、仕事の内容、年齢、それから、職業と給料に反映して補償額は違ってくると思うんですけれども、それ一人一人把握してないということ自体がおかしくありませんか。

佐野交通部参事官 ただいまの御質問でありますけれども、本件は一定の基準というものを定めて賠償を行うものとしております。本来は委員のおっしゃるとおり、個々の当事者に応じた対応をすべきでありますけれども、当事者も早期解決を望んでおりまして、加えて当事者が多数だったため、個別対応すれば長時間を

要することと、それから、もう1点、既に1年数カ月から3年を経過しているために、仮に個別対応した場合に、当事者本人に実際の損害にかかわる証明を求めるとすれば、それぞれの当事者に負担を強いることになるということから、一定の基準を定めて賠償を行うことで、早期解決を目指すというものでございます。よろしくお願いします。

#### 小越委員

普通の交通事故の場合はしっかり弁護士さんも入って、多分、この5,700円じゃないと思うんですよ。いろいろな職業の方もいらっしゃるし、仕事で使っている方もいますけれども、一日5,700円では余りに少なくありませんか。人数が多いからしようがないって、それは個々の一人一人とってみれば、本当に仕事にかかわって何日間か、1カ月とか、それから、免許をなくしてしまった方もいるんですよね。その方はその間仕事ができなかった場合はどのくらいお金を補償しなければならないかは、普通考えれば5,700円で済むわけがないと思うんです。人数が多いから仕方ないって、それは余りにこちらの都合だけだと思います。

それで、もう一つ聞くんですけれども、19年5月12日~20年12月26日に取り締まりをしたというんですけれども、この間、取り締りの回数と取り締まった人数は何人いらっしゃるんでしょうか。

奥脇交通指導課長 59回取り締まりをしております。1,787件を検挙いたしております。

### 小越委員

59回ということは、5月12日から大体2週間に1回、1カ月2回ぐらいというペースでかなり多いような気がします。その取り締まりをするときに、取り締まりの内容と場所、日時、ここでやるって決めるのはだれなんですか。取り締まり現場の責任者がきょうここでやると、そしてスピードをやるか、シートベルトをやるかって決めるのか、それとも所轄の交通課長なりの方々の決裁を得るのか、それはどこの部署の誰が決めているんでしょうか。

# 奥脇交通指導課長

交通違反の取り締まりにつきましては、交通の実態、交通事故の発生状況、 交通違反の実態と住民の要望を勘案いたしまして、悪質・危険・迷惑性の高い違反に対して重点的な取り締まりを行っております。よって、取り締まり を随時行う場合もありますし、署の交通幹部が計画して実施される場合がご ざいます。

# 小越委員

それでは、取り締まりの現場の責任者は、きょうはあそこに行こう、きょうはここに行こうといったように、上の方々の決裁を受けずにどんどん行くということですか。

奥脇交通指導課長 随時計画される場合がありますので、署長までの決裁は受けてはおりません。

# 小越委員

でも、計画そのものは多分あると思うんですよね。取り締まりの現場の方がここに行こうといった計画があって行くと思うんですが、取り締まり計画の中には、例えばここは自動車専用道路です。自動車専用道路でスピードを やるという記載はないんですか。

奥脇交通指導課長 書かれておりません。

小越委員

書かれていないということは、自動車専用道路か一般道路か確認をせずに、 スピード違反の取り締まりをしたということですよね。自動車専用道路とい うことは、県、国、道路管理者から通知が行くわけですよね。それでは、一 般道か自動車専用道路、確認もせずにやったということですか。今もそのよ うにやっているんですか。

奥脇交通指導課長

自専道であることは認識をしておりました。しかし、この新山梨環状道路 は交通規制が60キロで料金所もなく、また高速道路との連続性もない距離 の短い部分供用開始道路であったことから、一般道路扱いの道路であると誤 って認識し取り締まりを行ってしまったものでございます。

小越委員

平成19年5月~20年12月、130人の方が59回取り締まりを実施 したわけですが、この2年近くの間にだれも間違いに気がつかなかったとい うことは私は信じられないんです。警察官の方は一番交通ルールをよく知っ ていらっしゃるかと思うんですけど、だれも気がつかなかったんですか、本 当に。そして、一般道じゃなくて自動車専用道路でやるよということを、そ れは取り締まり計画に書けば、現場の人がそこで見て確認すると思うんです が、それもなかったということですか。

一般道とつながっているといいますけど、そこに専用道路だという標識も あっただろうし、たしか上がっていくんじゃないんですか。一般道から自然 にそのままずっと自動車専用道路につながるんじゃなくて、一般道から若干 上がって、そしてまた下がっていくことになれば、一般道路とは明らかに違 うということが、ドライバーの方はもちろんですけど、警察の方が知らない わけないと思うんですが、だれも気がつかなかったということが信じられな いんですけど、本当ですか。

奥脇交通指導課長 不用意に始めて誤った認識が積み重なりまして、結果的に気がつかなかっ たものでございます。先ほども申し上げましたとおり、関係者全員が、速度 規制が60キロで、料金所もなく、また高速道路との連続性もない短い部分 供用開始道路であったことから、一般道路扱いの道路であると誤って認識し 取り締まりを行い、その結果、長期間誤りに気づかなかったものでございま

小越委員

普通、59回の取り締まりで1,787件、これだけ多くの検挙者が出れ ば、何か対策をとろうと思うのが普通だと思うんです。普通の会社ならお客 様から苦情が来て、お客様にいろんなトラブルとか、手違いがあったりした 場合には、どうやって直そうかと思うんですけど、これだけ多かったんです から、担当の部署を集めてどうしたらスピードを出さなくなるのか、検挙者 が少なくなるのか、総括とか対策とか振り返りとか、そういうのはどういう ことをしたんでしょうか。

奥脇交通指導課長 総括等はやっておりません。

小越委員

それでは、1.5キロの専用道路に入る前に、ここはスピードを出さない ようにと、事前の指導ですね、啓発活動、そういうのは、何回、どこでやっ たんでしょうか。

交通指導啓発活動については、常時、通常勤務を通じて実施しております。 奥脇交通指導課長

小越委員

その1.5キロのところでは啓発活動を実施したのですか。一般道路から 上がる前に、一般道路のところでここは自動車専用道路になるから、スピー ドを出し過ぎないようにということで、そこで皆さんにチラシを配るとか、 そういった啓発活動は実施したのですか。実施したとしたら何回やったんで すか。

奥脇交通指導課長 自専道に入る場合には道路標識がございます。また、常時、パトカーで周 辺警戒、警らを実施しておりますので、その都度指導をしております。回数 については把握をしておりません。

小越委員

さっき1,787件検挙したとおっしゃいましたけれども、1,787件は 全体の検挙数の何%を占めるんでしょうか。また、南アルプス署管内ですと 何%を占めるんですか。

環状道路における速度取り締まりは、全速度取り締まりのどの程度かとい 奥脇交通指導課長 うことでよろしいでしょうか。

小越委員 全体の取り締まりの件数の中の何%を占めるか教えてください。

奥脇交通指導課長 環状道路における取り締まりの件数につきましては、全速度違反の検挙の 総件数の10%程度になります。

小越委員

例えば南アルプス署管内のこの間のスピード違反取り締まりのうち、環状 道路で行った検挙は何%に当たるんですか。南アルプス署管内の中で例えば 3.000件あったとしたら、この環状道路でどのくらい取り締まったんで すか。

奥脇交通指導課長 環状道路の速度取り締まりにつきましては、南甲府署管内と南アルプス警 察署管内でございます。 年間のデータについても、1 9 年は環状道路の速度 違反が886件でございます。平成20年は901件検挙しております。

小越委員 全体の何%ということはわかりませんか。

奥脇交通指導課長 失礼しました。総検挙件数の10%でございます。

小越委員

回数も検挙人数も多いと思うんです。先ほど取り締まりに当たっては上司 の決裁はないとのことでした。それから、自動車専用道路であるということ も書かれた文書がないとのことでした。しかし、先ほど啓発活動のところで、 そこに自動車専用道路という標識があるから、ドライバーはわかるはずだっ て言いましたけど、なぜドライバーにはわかって、警察官にはわからなかっ たのか、それもおかしいと思うんです。これはもしかすると、検挙数が上が れば成績も上がりますよね、罰金もふえますし。きっと警察の皆さん、成績 至上主義に陥って、そこでやればたくさん検挙者が捕まると思ってやったん じゃないですか、そういうことはありませんか。

奥脇交通指導課長 成績が上がるということで交通取り締まりをしているわけではございま

せん。自専道につきましては、先ほども申し上げましたとおり、道路標識が自専道だということは認識をしておりました。しかし、関係者全員が責務を遂行するために、交通死亡事故抑止のために取り締まりをしているものでありまして、今回、原因となっておりますのは先ほど申しましたとおり指定速度が60キロ、料金所もなく、また高速道路との連続性のない一部供用開始道路であったことから、一般道路の扱いだということで誤って認識して、その結果、長期間の誤りに気づかなかったものであります。

#### 小越委員

処分についてなんですけれども、処分じゃなくて口頭注意だというんですが、しかも大体35万円ぐらいの減額ですよね。1,300万円の大体3%くらいだと思うんです。管理・監督する署長や課長は何もないというのは私おかしいと思うんです。先ほどのお話によりますと、この取り締まりは現場の責任、現場の人がやったと。だから、上の人は知らない。それは上司からの命令があって動くものですよね。勝手に行ってそこでやりましょう、それは知らなかったというのは、それは監督者の監督不行き届きじゃないですか。普通の会社でいけば、こういうところでやりましたという報告があるわけですよ。

総括もしなかったと、啓発活動もしなかったと。それは現場に取り締まりがあったかもしれませんが、それを報告するシステムもない、総括するシステムもない、それは上司として監督する者のやっぱり不行き届きじゃないですか。私はそう思うんですけれども、毎回こういうことがあったとすると、振り返りとか、それから、今後の教訓も出てこないと思うんです。警察本部は懲戒処分というのは、警察の処分、警察庁の指針によってできないっておっしゃるんですけれども、本部長はこの処分のこのあり方でいいとお考えですか。警察庁に対してこういうときに、やっぱり処分が必要じゃないかと物を言うということは必要じゃないでしょうか。警察本部長、どうお考えでしょうか。

### 西郷警察本部長

お答えいたします。今回の事案につきましては、懲戒処分の指針というものを参考にさせていただきまして判断をしております。この中には各業務あるいは私行上の非行も含めて、網羅的に懲戒処分となるべき行為の形態について記してあるわけでありまして、この中には交通指導取り締まりに関する業務執行上のミスでの事案というものは含まれておりません。また、これらの業務につきまして懲戒処分としている例もないということで、私としては懲戒処分の必要はないと判断いたしまして、今回の業務指導上の口頭注意ということで厳しく処分をしたということでございます。

#### 小越委員

そういいますと、それでは、本部長にはそこは責任は考えていないと理解するんですけれども、この1,300万円の内、先ほど一日当たり5,700円、職業・年齢にかかわりなく一律で行くと。時間給七百十何円ですよね。それでやっぱり済まされるのかどうかと私は思っています。

それで、先ほどの管理上の問題に関しても、現場の人にお任せして、現場の人が勝手にやったからという話で、上の人は知りませんでは、再発防止にならないと思うんです。5%の減額ということだけになりますと、警察というのはどういう総括をして振り返りをしていくのか。そして、このことをどうやってみんなに広げていくのかが出てこないと思うんです。5%の減額を現場だけに任せて、そして、本部のところは知りませんでは、それは済まないと私は思います。130人もの警察官の方が長期にわたってだれも知らな

かったということ、それは本当に怠慢だと私は思います。自動車専用道路ということを告げずにやっていたわけですね、計画書も何もないわけですから。だから、それは上の人は知りません。それはやっぱり監督不行き届きで、私はそこにも処分があるべきだと思います。

ホームページには一切こうした謝罪の文書は載っていません。調査もきちんと実施していません。このままでは再発防止につながるのか心配です。一日わずか5,700円という休業補償で、管理・監督責任が問われずということでいきますと、普通の私たちの感覚とはかなりかけ離れています。やっぱり警察官、本部長はこういうことでいいのかどうかということを含めて、警察庁にやっぱりお伺い立てるべきだと思うんです。それが懲戒処分になってないか知りませんけれども、そういうことも含めて私は警察の体質ということも含めて、県民は納得しないと思います、1,300万円の予算については私は反対いたします。

討論なし

採決 賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定した。

### ※所管事項

質疑

(暴力団排除条例について)

石井委員

ただいまは予算的なことでもいろいろと話が出ましたけれども、実は安全で安心な日々を望む県民は、警察関係の皆さん方の活動に注視すると同時に、感謝の念も非常に高いものと思っております。実は4月17日、新聞の記事でございますが、暴力団関係で「暴力団から企業と住民を守れ」、このような記事の見出しがありました。それから、翌日の産経新聞には「警察は住民の期待にこたえよ」との記事がありました。非常に書き出しは厳しい文言でございますけれども、こういった報道がなされているわけでございます。

この記事によりますと、福岡県の暴力団を排除する条例について書かれているわけでございますけれども、暴力団追放運動の住民リーダーが発砲事件等に巻き込まれているとのことでした。一般市民が巻き込まれるというのは極めて、深刻な事態ではなかろうかと考えておりまして、記事の中で安藤警察庁長官も現地を視察して、非常に危機感を持っているとのことでした。この点につきまして、全国の暴力団情報、情勢や、また、県内における情勢について1点お聞きしたいと思います。

それから、もう1点でございますけれども、そのような事態に対してどのような取り組みをされているのか、警察当局にお伺いしたいと思っていますのでよろしくお願いします。

秋山組織犯罪対策課長 初めに暴力団情勢についてお答えします。全国の暴力団は昨年末現在、 準構成員を含む構成員の数は22団体、約8万1,000人となっておりま す。その中でも主要3団体である山口組は約3万6,000人、住吉会が約 1万3,000人、稲川会が約9,000人であり、全体の約7割を占めており寡占化傾向にあります。一方、県内の暴力団情勢は3団体、29組織、約690人を把握しております。このうち国中地域を中心とする稲川会山梨一家が約560名、富士北麓地域を中心とする山口組国粋会吉田川一家が約70人で主要な組織となっております。これらの組織の主な資金源は覚醒剤等違法薬物の密売や、飲食店等からのみかじめ料といった従来からのもののほか、近年は組織的な窃盗事件や振り込め詐欺等の犯罪を敢行する一方、不良債権処理や債権取り立て、建設業や貸し金業など事業や経済活動に介入し、市民生活を脅かしている状況にあります。

次に県や警察のこれら対策についてお答えいたします。警察では暴力団を壊滅するために、違法行為に対する徹底した取り締まりを行っています。特に組織を壊滅させるための組員の長期隔離、資金源となる金・拳銃等の武器の押収を中心に取り締まりを強化しているところであります。昨年は組幹部を中心に恐喝や覚醒剤取締法違反等により137件、71名を検挙しております。また、資金源枯渇のため組関係者によるゲーム機賭博事件、組幹部らによる現金輸送中の車両をねらった多額窃盗事件、組関係者による振り込め詐欺事件などを検挙しているところであります。一方、県では警察と連携して、公共工事や物品契約からの暴力団排除、また、公営住宅への入居制限や排除、さらには暴力追放センターによる暴力団からの不当行為に対する相談や支援、企業に対する不当要求を防止するための責任者講習などを行っております。また、甲府市を初め笛吹市・大月市において組事務所撤去のための住民運動が盛んに行われていますが、これに対しても警察も県も積極的に支援しているところであります。

石井委員

大変肉体的にもまた精神的にも計り知れない御苦労、御尽力をいただいていると受けとめたところでございます。先ほど話しました福岡県では、暴力団を排除する条例を制定したとの新聞記事が出ていました。

この条例の制定、施行により新たな暴力団排除に取り組む取り組みを行っているとの報道も聞いておるわけでございますが、全国的にそのような条例制定の動きはあるのか、また、山梨県ではそういった考え方がどのような方向で取り組んでいるのか、その点をお聞きしたいと思いますがよろしくお願いします。

秋山組織犯罪対策課長 まず初めに全国の条例制定の動きと当県の取り組み状況についてお答えします。先ほどもお話がありましたけれども、対立抗争の激しい福岡県を初め佐賀県、長崎県、鹿児島県、愛媛県の5県では、組事務所の進出制限等を盛り込んだ暴力団排除条例が既に制定されているところであります。この5県のほかに大半の県において、本年度中の条例制定に向けての取り組みを行っていると承知しております。本県においてもこうした情勢を踏まえ、今年9月議会への提案、来年4月1日の施行に向けて取り組んでいるところであります。

石井委員

この条例については全国的にも大分展開され、また、制定の方向に向かっていると受けとめたところでございます。本県においても今年度9月には提案し、また、施行の方向に進みたいとのお話でございます。この条例が制定されれば相当の効果が出てくるのではないかと想像はするわけでございますけれども、この点について本部長のお考えをお尋ねしたいと思います。

西郷警察本部長

お答えいたします。現在、条例案を検討しておるわけでありますが、これは県ですとか、県民の皆様の役割ですとか、あるいは、現在まだ対策としては実施していない項目でありますとか、そういうものを網羅的に盛り込んで検討しているところでございます。全国的にも、現在、今、御説明いたしましたように、暴力団排除条例の制定の動きがあるところでありまして、こういうことを考えますと、効果としても非常に大きな効果が見込まれると考えているところであります。今後、制定に向けまして準備を進めてまいりますし、また、委員会の皆様、あるいは県議会の皆様の御理解も得ながら、9月の議会に向けて準備をさせていただきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

石井委員

ただいま西郷本部長から前向きなお話をいただき、制定してその効果を十二分に発揮したいとのお話でございます。警察官の皆さん方の日ごろの御努力も大変で、命がけの状況ではないかと思っているところでございます。安心でまた安全な治安を維持するということは、やはり県民もその状況を理解すると同時に、また、警察官と一体の中で暴力団排除の方向性を見出していければと思っておるわけでございます。今後におきまして大変御苦労をおかけしますけれども、よろしくお願いして所管事項の質問を終わらせていただきます。

(最近の犯罪、強盗等の状況について)

樋口委員

本会議でもありましたが、最近の犯罪、強盗の状況でありますけれども、24時間営業の店舗、あるいは深夜営業の飲食店、その中で私も甲府の南西部に住んでいるのですが、近くでも同じところに四、五回入る。あるいは、最近はテレビで海外のドラッグストアとか、スーパーなんかに押し込む強盗なんかの映像が流れていますが、日本にもそういう犯罪が山梨だけではなくて、全国的にあるのかなという感じがしてなりません。本会議でも出ましたけれども、全体的なそういう強盗関係の地域での犯罪の発生状況、特に本県はどうか、あるいは全国的にはどうかということをちょっとお聞かせください。

小野生活安全部参事官 本年は年当初よりコンビニや深夜に営業する飲食店舗での強盗事件が5月末現在9件発生し、前年に比べて8件の増加となっており、また、オートバイ盗自転車盗の街頭犯罪が若干増加している状況でございます。

樋口委員

あわせて、特に自分の近くのことを申し上げますとひったくり、特に女性が被害者になるひったくり等が非常に多いと聞いているんですけど、それでも一時に比べればかなり検挙したと、あるいは解決をしたということで、件数は減ってきたと思いますけれども、その辺についてはどうでしょうか。

小野生活安全部参事官 ひったくりの発生は平成14年252件をピークとして年々減少傾向にあります。平成21年にはピーク時の8%弱に当たる19件までに減少しております。平成21年中におけるひったくりの認知については県下では19件、前年同期に比べ17件の減少、47.2%減少しております。

また、先ほどのひったくりの特徴でございますが、平成21年中に発生したひったくりの多くは甲府市周辺で発生しており、その特徴は被害者の多くが女性で16件、84.2%、被害者の半数が10代~30歳代で10件、52.5%、発生時間帯につきましては午後8時-午前2時が11件で57.

9%を占めており、被害の多い曜日は金曜・土曜12件で63.2%でございます。また、発生地域につきましては甲府市及び中央市周辺が多く、16件84.2%を占めている状況でございます。

樋口委員

7年前から去年にかけて、激減しているということで非常に喜ばしいことで、検挙あるいは解決をしているということだと思いますし、さらにまたそういった犯罪が、やってもむだだというようなことが周知されているのかなと思いますが、全国的にはひったくり等々は減っていると解釈していいですか。それと、初めに言いました強盗、コンビニ強盗とか、そういったところについては山梨はふえているということですが、その両方の全国の傾向もちょっと聞かせてください。

小野生活安全部参事官 全国的にも強盗はふえております。ひったくりについてはやはり全国 の様子は減少傾向でございます。

樋口委員

本会議で甲府市南部と都留、大月インター周辺という言い方で答弁があったと思うんですけれども、主にその強盗ですね、深夜飲食店あるいは24時間営業の、どちらも私たちの住む甲府市南部と甲府南インター、昭和インターですね。大月インター近く、都留市北部というように、すごく犯罪が広域化していて、犯罪を犯した後、すぐインターから遠くへ逃げられるというような、犯人像で非常に巧妙といいますか、検挙が難しいというか、まだまだそういう状況にこれからも山梨県は置かれるのかなということをふと思ったんですが、その辺はどうとらえているんでしょうか。

廣瀬刑事部長

まず甲府市南部と大月インター周辺の強盗事件ですが、それぞれ手口的に見ますと違うところがありまして、都留、大月インター周辺での深夜飲食店をねらったグループについては、旅行犯的なヒット・アンド・アウエイ的な犯行集団ではないかということで、鋭意捜査を進めているところでございます。また、甲府市南部を中心とするコンビニまたは深夜飲食店につきましては、またこれとは違った犯行、犯人グループによるものではないかと絞り込んで、現在、鋭意捜査を進めているところでございます。

(地域住民と警察との協力関係について)

樋口委員

交通安全関係については、各地区の安協の皆さんにかなり頑張っていただきまして、啓蒙活動や、もちろん交通安全週間での取り組みなんかも、住民と一緒にやっていただくということですけれども、この手の問題についてはなかなか住民の努力の範囲を超えている部分もあるんですが、それでもやはり日ごろの住民、市民と警察との協力関係とか、情報の提供などは非常に大事だと思いますが、さっきの予算の話に戻りますけれども、やっぱりこのような予算計上があると、非常に失った信頼をまた回復していただかなければならないわけでありますが、ここ数年来どうも市民から警察への協力が希薄になっているという声をすごく聞くんですが、最近の傾向といいますか、その辺についてはどのような傾向でしょうか。

小野生活安全部参事官 樋口委員の御質問ですが、古くからの地域の連帯感や地域のきずな、 社会規範などが時代とともにかつてほど強くなくなってきておりますので、 地域全体で共有する情報量も減少し、それに伴い警察への情報提供協力など は低下している傾向がうかがえるところであります。反面、個々の生活空間 から感じる体感治安などの影響により、自主防犯ボランティアの参加意識が強まっており、警察としてはこれら自主防犯ボランティア組織の活性化を支援をしているところでありまして、これらの協力を得て地域の平穏を目指しております。

樋口委員

私たちも、自分たちの地域では犯罪は起こさせないというつもりで活動していますけれども、警察として地域の皆さんにそういう呼びかけ、さらに協力関係をつくりましょうというようなことは、具体的に強めていただいていると思うんですが、どのようなことをされていますか。

小野生活安全部参事官 自主防犯ボランティア結成等の状況でよろしいでしょうか。

樋口委員

先ほど自主ボランティアといいましたが、各地域で自主防犯組織を、安協の方々がほとんどかなめになってやっているのかな、あるいは、そうではなく自治会やPTAや、そういうところがやって、子どもの登下校の見守りや幹線道路の横断の補助作業などをしていると思うんですけれども、それに警察としてどのようにかかわりを持たれているかという質問にかえさせてもらいます。

小野生活安全部参事官 地域の安全は自分たちの手で守るという自主防犯意識を高め、活動が 活発になると地域が犯罪に対する抵抗力を持ち、犯罪に強い地域社会が形成 されますことから、警察としまして自主防犯団体の活動の活発化のために支 援を行っているところでございます。支援の内容としましては各地における 活動のリーダーを養成するためのリーダー研修、自主防犯ボランティア団体 連絡協議会の連合体化、マニュアルの作成・配布、会報の作成・配布による 情報提供、モデル事業として地域安全安心ステーション地区に対する財政的 支援などであります。

樋口委員

指導者育成とか、ほかの自主組織と同じようなソフト面で指導者育成、リーダー研修というのがあるということですけれども、財政的な支援でかつてこういう組織をつくろうという機運があって、県の県民生活課の方からも各出先機関、振興局のそういうセクションを通して補助金の申請をしたのを、お手伝いした記憶があるんですが、警察として財政支援等々についてもう少し具体的にどういうことがありますか。

小野生活安全部参事官 警察としての財政支援は地域安全安心ステーション事業、15地区ございますが、これらに対するボランティア保険等を予算化しております。また、ボランティア保険のほかにパトロールグッズの貸与や自主ボランティア活動活性化の支援を行っており、このほか車両による地域安全活動を行っている団体に対しては、青色回転灯、マグネットステッカーの貸与なども行っております。

樋口委員 それは所管する署が窓口になっているんでしょうか。

小野生活安全部参事官署が窓口となったり、生活安全企画課のほうでもまとめております。

樋口委員 本当に自分の住む近くの場所が、少し見ないうちに、更地になっていてコ ンビニができている、あるいは、全国あるいは関東エリアの飲食店チェーン 店がいっぱいでき上がっています。そういったところですから、非常に前と 違った身近な犯罪という形で、要は強盗ということがあると思っております から、もちろん警察の皆さんにはしっかりその検挙あるいは傾向をつかまえ ていただいて対応していただきたいと思いますし、住民との連携が希薄だと いうことであれば、そこのきずなももう一度再構築していただきたいと思い ます。既に私どもも承知している中では、安協の活動がそういう防犯活動に も広がって、新しい組織をつくり上げてきているという認識をしていますか ら、そこで自分たちのまちの安全は自分たちでできるところは、できる範囲 はやろう。ただ監視カメラの役割を越すといった、その範囲を誤ると、また 第二次災害というか、犯罪になってしまい、自分たちがけがをしたり、人命 にかかわるようなことになってしまうので、できるところまではちゃんとや ろうという認識を、住民たちは持っていると思うんです。

加えて、自分たちのまちで新聞に載ったような、テレビで見たような犯罪 は絶対起こさせたくない、自分たちの子どもたちを守りたいという思いもす ごく強いと思いますから、ぜひその思いを受けとめていただいて、たまたま 4月、5月、6月、いろいろ各種団体の総会シーズンで、いろいろなところ に出ていって、皆さんの所管する署の皆さんともいろいろな意見交換をさせ ていただきました。ぜひさらにそういった地域に出ていただいて、地域の皆 さんと密接にかかわりを持っていただきたいと思いますけれども、これにつ いてどなたでも結構ですがいかがでしょう。

### 西郷警察本部長

警察における犯罪が発生した場合の検挙活動、あるいは防犯活動も非常に 大切でありますし、積極的にやってまいりますけれども、やはり防犯ボラン ティアの方に協力をしていただいて、安全・安心を高めていくということは 非常に大切なことであると思います。現在もこれらのボランティアの方に対 する支援というのは積極的に行っているわけでございますが、今後は重層的 にといいますか、幅広い層の方の参加をいただくべく、そういうこともやっ ていきたいと考えているところであります。

# (道路交通法違反事件の誤処理について)

### 小越委員

先ほどちょっとしり切れトンボなってしまったので、処分のことでもう一 回お伺いしたんですけれども、先ほど処分の謝罪の文書は交通指導課長の名 前で出したというお話がありました。ということは、この交通指導課長の方 も口頭注意になったんですか。今回の処分についてはどういう経緯で、だれ が決定したのか、そこを少しお聞かせいただきたいと思います。

佐野交通部参事官 先ほどの委員の御質問、指導課長が処分の対象か云々という質問でありま すけれども、これにつきましても先ほどの質問と同様、個人を特定するとい うことになりますので、御返答は差し控えたいと思います。と申しますのも、 基本的に懲戒処分等につきましても、個人の氏名等は公表しないということ になっておりまして、特に今回の場合は業務指導的見地に立った口頭注意と しての措置ということでありますので、いわゆる個人のプライバシーという ものを考慮したということでございます。

### 小越委員

その個人の名前はともかく、今回、この14人の人を処分というか、口頭 注意するというのはだれの責任でこうやると決めたんですか、本部長ですか、 何かそういう会議があるんですか。

佐野交通部参事官 今回の口頭注意につきましては、いわゆる業務指導的見地に立った措置と いうことでありますので、基本的には所属の所属長であります。

小越委員

よくわからないですけど、責任者がいて、上司がいてその管理・監督の問 題を含めてやるのかよくわからないんです。 指導課長の名前で謝罪が出てい るのであれば警察本部ですよね。警察本部の中で今回どういう処分にするの か決めたと認識していいんですよね。

佐野交通部参事官 ただいま御説明したとおりであります。今回いわゆる業務上のミスによっ て発生したものだということであります。そのために、いわゆる今後の注意 喚起をするというのが目的でありますので、基本的に、申し上げたとおり、 当該所属の所属長がそうした口頭注意をしております。

小越委員

その所属長というのはどこの部署ですか、南アルプス警察署の人ですか、 本部じゃなくて。

佐野交通部参事官 そのとおりでございます。

小越委員

交通指導課長の名前で謝罪文出したのに、決めたのは下の人と、ちょっと よくわからないんです。それから、もう一つ、先ほど再発防止のことでちょ っとしり切れになっちゃったんですけれども、先ほども総括はないと。その 取り締まりをするときは、基本的にはどの取り締まりのときにも、その現場 取り締まりの方がここでやるということを決めて、上司の決裁とか、そうい うのはないということでいいんですか。

佐野交通部参事官 先ほど交通指導課長が説明したことにつきましては、個々の取り締まりに ついてであります。いわゆるその取り締まりをする当日、上司の方の報告 云々ということを申し上げておりまして、いわゆる月間の計画書というのは、 その前の月にそれぞれ担当者が作成をして、署長まで決裁承認を受けている、 こういうことでございます。

小越委員

そうですよね、取り締まり計画がなかったら、勝手にそこへ行ってどんど んやりましょうって、それはおかしいと思うんです。であれば、その取り締 まり計画があったのであれば、そこが自動車専用道路だっていうことは、道 路管理者から来ているわけですよね。59回の取り締まりで1,700件を 超す検挙数、全検挙数の10%ですから多いと思うんですけれども、それで は、どうしたらもっとスピードを出さなくなるのかという、この判定という か、総括とか啓発活動ということは、こういう取り締まりのときに考えると いう、そういうルーチンというか、サイクルはないんですか。

**佐野交通部参事官** 今の御質問でありますけれども、要するに先ほども説明したとおり、あの 環状道路が甲府市と峡西地区とのアクセス道路ということで、非常に交通量 が多いということで、交通事故の発生する可能性が非常に高まるということ から、今回、速度取り締まりを行ったわけでありますけれども、当然それ以 外にも所轄の方にはパトカーがありますので、パトカーによる警ら等により まして注意を喚起しているということも当然実施をしております。

小越委員 ほかのところでもそうだと思うんですけれども、それでは、道路の形状が 少し悪いのではないかとか、信号機がまずいんじゃないかとか、こんなスピード出してしまうのはどうしてかということを振り返るとか、協議するとか、そういう場というのはないんですか。この問題のときにもなかったということですか。

奥脇交通指導課長

今後はですね、交通事故の発生状況にかんがみて道路管理者と協議しながら、減速マーキング等の道路標示について検討していきたいと思っております。

小越委員

私、そこがどうもこの現場と、それから、その方々のところに話が通じてないというか、現場から上がってきてここはスピードがたくさん出て、取り締まりしたら検挙数も多くなってきたと。どうしたらスピード出さずにすむのかいうことを、現場の声を上げていって、それを道路管理者、それから、全体のところでもっと大きい話ですけれども、どうしたらスピードを出さなくなるかという協議をしたり、振り返りをするとか、総括したりしないと、ただ取り締まればいいというわけじゃないと思うんです。事前にやっぱり予防、啓発活動というものがないと、そこはまずいんじゃないかと思うんですけど、そういう会議というのはそもそもないんですか。

奥脇交通指導課長 協議等につきましては、これまでにもやっておる状況です。警告看板を出 したりして、注意を喚起するということは今までにもやっております。

小越委員

ここの場合は、それがなかったのかということで、振り返り総括なかった ということで、1年半にも及んでこうなったと思います。

もう一つ聞きたいんですけれども、先ほど 5,700円の休業補償は民事訴訟のとこに当てはまると聞いたんですが、例えば警察のことで山梨県ではないと思うんですけれども、冤罪ですとか、いろいろなちょっと間違えたということとかあると、この民事訴訟法というのを適用するという決まりなんですが、それで休業補償は民事訴訟法で 5,700円ですけど、多分、免停にかかわった方は自賠責法で 1日4,200円と聞いたんですが、どうしてこういうものを当てはめるのかは警察は決まっているんですか、いつも。

古屋会計課長

先ほどの5,700円は休業補償の関係でございますけれども、免許停止の関係についてその間の賠償につきましては、一日4,200円ということでございます。これは自賠責法の支払基準というのは、交通事故という不法行為によって発生した損害額の公正性、また、妥当性を担保するために、財産的損害及び非財産的損害の算出方法について、賠償水準の動向を勘案してある程度平均的に定型化されており、合理的であるということでございます。また、先ほども申し上げましたとおり、民事訴訟法で広く使われている一般的なものでございますので、今回、その算定基準として休業補償一日5,700円、免許停止の賠償費として一日4,200円を算定根拠とさせていただきました。先ほども申し上げましたが、自賠責法の支払基準のこの算定は、他県でも過去において不当な免許停止に対する補償としてやったことがございまして、この基準を適用した理由でございます。

小越委員

ということは、4,200円じゃないそういう基準も使う場合があるんですか。警察の場合はこの民事訴訟の5,700円と自賠責4,200円、いつでもこれを使うんですか、そういう決まりなんですか。

古屋会計課長

他県の例も参考にして、今、過去にありましたけど、山梨県警がこういう 場合はこれを使うのかということでありますが、今回初めてでございますの でちょっと比較ができません。

小越委員

やっぱりこの4,200円は少な過ぎると思うんですよね。8で割ると525円です。時間給525円というと最低賃金にも当たらない、少な過ぎると思うんです。これをなぜ当てはめたのかと私は思います。今回はやったことがないからこれを当てはめたといいますけど、先ほど面接して個々にわかったということですから、それはしっかり確認するべきだと思っています。やはり交通指導課長の名前で謝罪文出しているけど、その中で上のところ、本部が出したんだけど、だけど、処分を決めたのは下の所轄だと。上がってきたわけでもなく、総括もないというのは、それは、私、今後の再発防止というところでちょっと心配なんですけれども、今後の再発防止についてどのようにお考えなんですか。

奥脇交通指導課長

本件事案が発生後、直ちに同種事案の再発防止について注意を喚起いたしました。また、標識表示の設置状況等の道路の状況確認や、取り締まり法規の確認及び交通指導課への照会などを確実に行うよう、巡回指導等で徹底をいたしました。さらに、交通切符及び交通反則切符作成の要領に、高速道路として取り締まる自動車専用道路を具体的に明らかにするとともに、同じく交通切符等の中にも自動車専用道路であることを明記し、確実に確認できるようにしたところでございます。

小越委員

最後にお願いですけれども、この間にこの問題について当局もそうですけれども、本部長が議会で謝罪されましたが、ホームページ上にも何にも謝罪文がありません。普通、民間企業でいきますと、いろんな事故があった場合に新聞広告に載りますとか、ホームページに謝罪文というか、それが経過も含めて再発防止も含めて載るわけです。そういうことも含めてやっぱり調査結果等、どうしてこれから再発防止をするのか、県民に広くお示しいただかないと納得しないと思うんですけど、そのお考えがあったらぜひやってもらいたいんです。いかがでしょうか。

西郷警察本部長

お答えいたします。今回の経緯につきましては、議会でも御説明をさせていただいたところでありますが、今後、この種の事案を防止する措置についてはさらにしっかり検討して、そういうことも含めて広くお示しをしていきたいと考えております。

主な質疑等 知事政策局・企画県民部関係

※請願第 21-7号 日本軍「慰安婦」問題に対して、政府に誠実な対応を求めることについ ての請願事項の1及び2

意見

小越委員 採択することを求めます。

アメリカでもヨーロッパでも、日本軍の慰安婦問題に対して謝罪すること、また決議が出されています。日本においても村山首相や河野洋平元官房長談話でも認めており、政府の真摯な誠実な対応を保証することは妥当だと思います。この請願を採択することを求めます。

(「継続審査」と呼ぶ者あり)

討論なし

採決 賛成多数で継続審査すべきものと決定した。

※請願第 22-4 号 日米地位協定に関わる「裁判権放棄の日米密約」の調査・公表・破棄を 求める意見書の採択を求めることについて

意見 (「継続審査」と呼ぶ者あり)

小越委員 採択することを求めます。

アメリカ兵が犯罪を犯しても、裁判権を放棄する密約が存在していることがここにも書いてありますけれども、現在も機能しているとすれば重大なことでございます。密約があったかないか、密約の調査・公表・破棄させることを求めることは、独立した日本として当然のことであり、採択することを求めます。

討論なし

採決 賛成多数で継続審査すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(産業振興ビジョンについて)

小越委員

知事政策局の産業振興ビジョンについてまずお伺いします。

産業振興ビジョン(仮称)策定方針というところには、「本県中小企業が進むべき方向と求められる経営革新の指針」と書いてあります。県内産業は中小企業、零細企業が支えており、そこを重点化して産業政策を図るというのは、私ども日本共産党も推進してきたものです。ぜひこの方向で進めていただきたいと思うんですけれども、しかし検討委員会の資料を見ますと、「中小企業」という言葉が消え「本県産業」という言葉にすべて変わっております。「中小企業」という文言がないんですけれども、それはどうしてなのでしょうか。

松谷政策参事

産業振興ビジョンということで、広く産業を振興していくのは商工業を初め農業・林業も含め、そういう振興をしていくというビジョンになっております。ただし、その内容については委員も今おっしゃったとおり、本県産業の九十何%以上がそうした中小企業・零細企業でありますので、当然そこを中心に施策を行っていくということになります。

小越委員

書いてないけど、中小・零細企業を含めてやると確認をさせていただいて よろしいですね。

それで、今後、どういう産業が成長できるか、産業分野を明かにすると目的には書いてあるんですけれども、そこには既にもうビジョンの方向性として「国の成長戦略は本県の特性や地域産業の優位性を踏まえ医療・介護・健康関連分野、環境・エネルギー分野、観光、農業など本県で今後成長が期待される産業分野を明らかにし」と、もう既に産業分野が明かに書いてあるんですけれども、この産業をこれからもっと細かく具体的に分野で出していくということですか。もう既に出ていると思うんですがいかがですか。

松谷政策参事

そこにございますのは、あくまで例示ということでございまして、実は5月31日に第1回検討委員会を開催させていただき、そのときに専門の先生方に何回か御協議いただきましたが、その中で、成長分野の示し方も今言ったような健康とか、観光とか、そういう示し方なのか、もっと細かくするのか、その辺まだ議論の対象になると思っております。その後、そこにありますように山梨県の地域特性とか、産業特性を踏まえた中で、本県としての成長分野というものを、明かにできればと考えております。

小越委員

それで、例えば、成長分野となった場合には、具体的に県としてこういう 支援をするとか、財政的裏づけ、こういう方向でこういう施策をする、そう いうことをビジョンに書き込んでいくんでしょうか。

松谷政策参事

ビジョンはあくまでこの取り組みというか、このビジョンに示すのは、中小企業の皆さんが、今、こういった景気の中で次の飛躍に向けて頑張ってもらうということで、その成長分野を明かにさせていただいて、中小企業の皆さんが主体的に経営革新や業種転換に取り組んでいただくという道筋をお示しする指針ということで、具体的な施策事業については、その中でははっきりと打ち出すということは考えておりません。具体的な事業につきましては、今、現在、行動計画がございますので、既にそういった中小企業を支援する、いわゆる次の経営革新などを支援する事業もここにはございます。

それから、今の行動計画は期間が4年で、ことしで最後ということでございますので、次の総合計画も当然つくらなければならないということですので、そういった総合計画の中に商工業、中小企業支援のそういった施策事業を、そこに載せさせていただくということになると思います。

小越委員

もう1点ですけれども、「国が策定する新成長戦略を踏まえつつ」とあるんですけれども、国の産業構造ビジョン、または新成長戦略というのは、ちょっと心配なところがあるんですが、「国の新成長戦略を踏まえつつ」とは、国の指針に沿った形で進めていくと思うのですが、どうしてこの文言が入っているんでしょうか。

松谷政策参事

当然、国の施策というか、そういったものも踏まえるという形で、新成長戦略、それから、産業構造ビジョンというものも国の方で示されるような、成長戦略の方はまだ出ておりませんけれども、そういったものを参考にしながら、あくまで参考ということで、国の成長分野の中に本県の産業振興ビジョンで示す成長分野が、すべて含まれるという可能性もあるかもしれませんが、逆に地域特性、そういう産業構造を踏まえると、それとは違った成長分

野も出てくるという可能性もあると考えております。

小越委員

成長分野の経営革新で主体的に中小企業に取り組んでいただくということなんですけれども、成長分野とならなかった分野ですね。今、既にある県内産業についてはどのように支援するんですか。

松谷政策参事

成長分野にならなかったというか、当然、すべての中小企業を取り込んで、商業も含めた産業を対象にして、この産業振興ビジョンを策定すると考えておりますが、確かに急に成長するということがない産業もあるかもしれません。そういった産業はそういった成長分野の産業が、山梨県に芽生えることで、当然、そこが引き上がっていくということでそちらのベースになる域内循環というか、そういったような産業も引き上がっていくと、成長していくと考えております。

小越委員

新しいところに目が行って、新しい分野に手だてをどうするかというところを、今後、具体的な施策をどうするか、行動計画が変わるときに考えるというんですけど、国のところをそのままそっくりやってもらうと、ちょっと困るなと思っているんです。国の成長戦略や国のビジョンの中には、やはり外に向けてアジアでどうやっていくか、アジアにどう輸出していくかということが中心になっておりますので、それをまたやると、今、山梨県が疲弊の一因になっています輸出に依存した産業構造が、同じようにまた繰り返されると、分野が違っただけでは、それではまた同じになると思いますので、この県の指針にもあるんですが、域内循環、内需拡大、山梨県とか関東圏、国内、この域内循環をやっぱりどうするかというところを、具体的に考えていただきたいなと思うんですけど、先ほど主体的に取り組むように、財政的裏づけはこれからだというんですが、財政的裏づけや、それから、それをどうやって主体的に取り組んでもらうか。

ただ言ってもノウハウとか、資金面とか、財政的なものもありませんし、いきなり違う分野に業種転換もそれは難しい話でして、そこにはやはり裏づけとなるものが必要だと思うんです。そう簡単には転換もできない中では、今、何とか持ちこたえている中小企業の皆さん、そこにもやっぱり手を差し伸べていくという立場では、具体的に縛りをかけるという立場で、ビジョンという大枠の話だけではなく、熊本や青森でもやっています、千葉県でもつくりました中小企業振興条例まで含めて、条例化して縛りをかける。県の責任をきちんと明確にすると、そこの中小企業振興条例まで視野に入れて、検討していただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

松谷政策参事

今、私のほうから申しましたとおり、産業振興ビジョンについては、今、こういった状況の中で次の挑戦に挑んでいただくような、そういった中小企業の皆さんに成長分野とか、それから、経営革新の指針なんかもお示しするというようなことを考えております。先生のおっしゃる中小企業の振興条例というのは、むしろ中小企業というのが重要だということ、それから、県としてその中小企業に対して振興するという理念のようなものを示す条例だと、他県のものを見るとそのように思っておりますし、基本的には考え方が違うと思いますので、ただ、中小企業を支援する県の施策とすれば、当然、行動計画の中で一体としてやってきていると考えております。

小越委員

ビジョンだとそれこそ知事がかわるとまた変わる。条例は知事がかわって

もずっと条例で縛っていくわけですから、条例でしっかり中小企業振興をどうするべきかということを、県として位置づけてもらいたいと思っております。

#### (外部評価について)

次の質問に入ります。本会議でも山下議員が聞いておりました外部評価のことですけれども、もう一回確認したいんですが、外部評価はことしはなぜこういう形態にしたのでしょうか。

市川知事政策局次長 行政評価の外部評価を公開にした理由ということでよろしいでしょうか。

小越委員はい。

市川知事政策局次長 従前から外部評価を行っておりましたけれども、公開はしていなかったということで、本年度から公開することとしました。その理由としましては、行政評価の目的の1つには、県民への説明責任ということがございます。それから、予算編成過程の可視化ということも、関心が非常に高まっているということもありますので、評価過程の透明化を図るとともに、それから、県民の皆さんが県政を身近に感じていただくことにつながっていけばよいということで公開にいたしました。

小越委員

公開して、可視化をして、透明にして県民の皆さんに関心持ってもらうということですけど、今回、幾つか選ばれた事業があると思うんですが、この立ち位置というか、コンセプトというか、目的とか、そういうものはどういうところからこれを選ばれたんでしょうか。

市川知事政策局次長 今年度の対象事業の選定に当たりましては、県民に公開するということもございまして、県民の皆さんにまず関心を持っていただけるようなコンセプトで対象事業を選定いたしました。そして、その対象といたしましては、1つは、県の主要施策で構成されております「チャレンジ山梨行動計画」から事業選定をするということ、それから、もう一つ、公共施設におきましてもやはり県民に関心があるといいますか、県民がだれでもよく知っていて多くの方が利用する施設、そういった施設を対象施設に選んでおります。そして、行動計画からは37事業、それから、公共施設からは5施設ということで現在選定をしております。そして、選定に当たりましては、今までは県がそういう対象事業というものは選定をしておりましたけれども、やはり透明化ということも図りますために、行政評価アドバイザーの皆さんに選定をしていただいたということでございます。

小越委員

国でやっている事業仕分けとは違うということなんでしょうね。事業仕分けだと例えばそこで財政的なことを含めてむだなことがないかとか、公益法人どうするかとか、そういう大きな目的があると思うんですけど、この山梨県のこの外部評価はそういうものは、大きなねらいというか、目的というか、そういうものはなく、今までと同じようにやって、ただ、アドバイザーの皆さんがこれはというので選んだという、それでいいんですか。

市川知事政策局次長 行政評価を平成20年度からスタートをしておりまして、ことし3年目 ということで、その考え方というものは変わっておりません。ただ、外部評 価の部分については公表をするという形で進めております。事業仕分けの場合には、その外部評価をしている際に仕分け人と言われる方たちのさまざまな評価を、多数決で廃止だとか、縮小という形に評価結果を出していくわけですけれども、このアドバイザー会議というのは3人のアドバイザーと、それぞれの所管課の職員とのやりとりで事業を検討をするわけですが、そこでアドバイザーのそれぞれの考え方、個々の評価の結果と、そして、その評価に至るまでの意見がいろいろありますので、そういったものを参考に二次評価に生かしていくという形でございます。ですから、行政評価の外部評価という位置づけで、以前と特に変わってはおりません。公開するという点が変わっているだけでございます。

小越委員

それで、先ほど可視化するというところであったんですけど、できましたら予算の形成からですね、今回、ことしのところから予算のところも一部公開になりましたけれども、それは出たけど、最終的にどうなったかというのは可視化されておりません。結果的に予算が出てきたんですけれども、ほかの県ではやっているところもあります。確かに膨大な事務量かと思うんですけれども、県民の皆さんに予算がどういう経過で策定されたのか、ここを削ったのか等を含めて、予算についてもぜひ可視化を進めるようにしてもらいたいと思います。それはいかがでしょうか。

市川知事政策局次長 予算の部分ということになりますと、財政課の所管になりますのでここで何とも言えないわけでございますけれども、今回の行政評価につきましては、すべてこの選定事業についてもホームページで公開をしておりますし、そして、また今後評価が進んでいきまして、外部評価の終わったところでまた二次評価という形になりますが、その評価の状況につきましても11月には公表いたします。さらに予算にどのような形で反映されたかということも、3月末には公表するということで、すべて透明化を図っているという状況でございます。

小越委員

では、もう1点ですけど、こういう形を今年度初めてやったとしても、来年度からもこういう形で継続していくのか。どの事業を選ぶかというところが、やっぱりポイントになってくると思うんです。見ますとお金を切るという目的じゃないのもあって、国の基金絡みのもあったり、補助金絡みのもあったり、ここでどうしようかというか、出してもそれを直接財政的に軽くなるとか、負担が少なくなるとかというものでもないし、国の基金を使ったり、補助金使っているものは、どのようにするのか。国の事業だから県だけやめるというのもどうかと思うんですけれども、ここの選び方だと思うんです。それで、来年というか、毎年、毎年、こういう形でやっていくのか、選び方はこれからどうするのか、そこをちょっと最後お話しください。

市川知事政策局次長 では、まず来年度どうするかということでございますけれども、今は行政改革大綱の中で平成20年度から22年度までの計画なり、行政効果を現在自主的な評価を中心に、外部評価アドバイザー会議を実施するということで位置づけられておりますので、今年度まではこのような形で実施をしていきます。来年度につきましては、また今回の外部評価の結果などを見まして、いろんな課題等も出てくるかと思いますので、そうした点を考慮しまして来年度どのようにするかということを検討していきたいと考えております。

それから、もう1点の事業の選定でございますけれども、やはりアドバイ

ザーの皆さんに事業を選んでいただいたというのは初めての試みでして、選定された事業を見ますと、やはりもう少し検討が必要だったのかなという点もございます。今、委員が御指摘になりましたように、基金事業も入っているという状況が確かにあります。ただ、基金事業だから国からもう枠が決まっている事業を評価しても、仕方がないのではないかという考え方もあろうかと思いますけれども、今、選ばれています基金事業の内容を見ますと、事業の内容ですとか、実施の方法、こういうものは国が示すメニューがたくさんありまして、このメニューの中から地域の実情に合ったものを選ぶという形をとっておりますので、地域の裁量ということもあることから、基金事業の必要性とか、効果、そして効率性、こういったものを評価することも可能になってくるかと思います。

もう一つは、例えば国からきちっと決められた事業であったとしても、この基金を活用する期間が終わってから、非常にいい事業であれば、これは本 県独自に実施をしていったらどうかという評価の仕方もございますので、決 して評価の対象にならないということでもないと考えております。

小越委員

ぜひそれは、国に対して、いや、この基金はもっと継続してもらいたいですとか、もっと基金のお金を国から出してもらいたいとか、そういうものを含めてぜひ要望も上げるような形になっていってほしいなと思っています。国の事業だから県はしなくていいというわけではないんですけれども、どのようにこの対象を選んでいくかにやっぱりこれからかかってくると思うので、ぜひそこは県民にわかる形で可視化もして、なぜこれを選んだのかも可視化もしてやっていただきたいと思います。

# (アメリカ軍の低空飛行訓練について)

最後に企画県民部関係なんですけれども、アメリカ軍かと思われます低空飛行訓練についてお伺いします。県内各地だけでなく全国的にも低空飛行訓練が問題になっているんですけれども、山梨県ではその状況をどうつかんでいらっしゃるでしょうか。

伏見北富士演習場対策課長 低空飛行の件につきましては、新聞報道等で何回か報道されておりまして、そのレベルでは承知しております。

小越委員

この写真は昨年の10月28日に、北杜市の大泉から高根町清里を渡る八ヶ岳大橋の上から住民が撮影したものだそうです。ここに物体があるんですけれども、これを拡大しますと、あそこに大きな、これなんですよね。私は詳しくはありませんけれども、これはヘリコプターでもなく、飛行機でもなく、これは戦闘用のものだと思うんですけど、いかがですか。

伏見北富士演習場対策課長 10月の段階では特に報道なかったんですが、その後、プロペラがついているというような報道がありました。考えられるとすれば輸送機あたりではないかという感じがします。ただ、その現場を見ておりませんので、確定的なことは言えませんけれども、そんな感じはいたします。

小越委員

多分、輸送機なり、これは自衛隊のものではなく、アメリカ軍のものだと 思うんですが、この写真からしましても高度が低いと思うんです。航空法で は人または家屋の密集している地域の上空の最低安全高度は、最も高い障害 物の上端300メートルとされているそうです。この写真方向で行けば清里 清泉寮がありますので、わずかな時間に急上昇しないと、この航空法にひっかかると思うんですけれども、真っすぐ並行に飛んでおりますので、機首を上に上げている向きもありませんので、このまま行きますと航空法に抵触すするのではないでしょうか。

伏見北富士演習場対策課長 その資料だけで私が、今、航空法に違反するか否かという判断はできないんですけれども、委員おっしゃったように、確かに航空法では密集地域では300メートル、それ以外では150メートル以上といった規定がされております。ただ、厳密に言いますと、在日米軍の場合ですとこの航空法の適用が除外されております。航空法そのものが適用されていません。ただ、日米合同委員会の合意によりまして、米軍が日本の航空法等の基準を、最低基準等を遵守していますというような、言ってみれば、自主規制のような形になっているのは事実だと思います。ただ、今おっしゃった状況が航空法に違反しているかどうかということは、私も今ここでは判断ができないということです。

小越委員

この写真は、去年の10月28日のものだそうですけれども、国、防衛庁を通して、アメリカ軍なのかどうか、航空法違反には抵触しないと言っていますが、その日米合同委員会の中では遵守するという文書もありますので、ここは飛んでいたのかどうか、高度が低いのではないかということを確認してもらいたいんです。聞いた話なんですけれども、甲府市の善光寺町、それから、中富の方でもものすごい轟音がして、それはヘリコプターじゃないとのことでした。こういうものがあった場合は、県に通報すれば確認をしていただいて、国なり、防衛庁、それから、アメリカ軍の方に確認をしていただけるんでしょうか。

伏見北富士演習場対策課長 私どもの方で直接米軍に問い合わせることはできませんので、防 衛省を通じて確認をしていきたいと考えております。

小越委員

ぜひそこはこのままもし低空飛行でやっていますと非常に不安です、心配です。許可なく飛んでいいということなんですね、アメリカの場合は。就航計画もなく、どこを飛んでもよくて、その高度のところも適用されないとなりますと、本当に市民の皆さんは不安になると思います。特に急峻な山沿いのところを飛んでいく練習をすると思うんですよね。そうなりますと、山梨県はすごくそこに適している地形的なものもありますので、ぜひそういう通報がありましたら確認をしてもらいたいと思っております。

#### (普天間基地の移設について)

もう1点、最後に、普天間基地の問題で、先日、知事会が開かれたんですけれども、ある新聞報道によりますと「知事は挙手をしたけれども、指名されなかった」と書いてあるんですが、その後の記者会見で普天間基地の移設として、北富士演習場を受けることについては、これ以上の負担は受けがたいと述べているんですけれども、これは県の見解と考えてよろしいんでしょうか。

伏見北富士演習場対策課長 5月27日に全国知事会がございまして横内知事が出席しました。 手を挙げたけど、答えられなかった、機会が与えられなかったというのも事 実でございますけれども、その後、鳩山首相が退席された後、知事会の知事

さんだけの中で、知事会としての見解をまとめる段階で知事は発言をしてお ります。それが、新聞報道にあったような内容ですが、その内容としまして、 北富士演習場につきましては、従前から全面解消・平和利用を目指し段階的 縮小を進めることが県の基本姿勢だと。また、一方で北富士演習場では沖縄 県の104号線、射撃訓練の分散実施を受け入れているということで、沖縄 の負担軽減には既に協力をしているということで、そのようなことから地元 の負担につながるような、これ以上の協力は難しいということでございます。 これにつきましては、知事さんの言うとおり我々の基本的な考え方でござい ます。

小越委員

それでは、これは県の見解であると受けとめます。やはりこの普天間基地 の問題、日本国どこでも基地を受け入れますよという県はないと思うんです。 私ども日本共産党の志位和夫委員長はアメリカに直接話をしましたけれど も、アメリカの責任で返してもらうのが筋ですので、知事もその立場でぜひ 国外無条件撤去、少なくとも北富士には受け入れることはないように、お願 いしたいと思います。

(地上デジタル放送への移行について)

河西副委員長

情報政策課だと思いますけれども、地デジについて簡単に3点ほどお伺い したいと思います。来年の7月24日までに完全移行ということであり、あ と1年余りということだと思います。この間の総務省の調査ですと、本県の 普及率は75.3%。前回、平成21年9月の調査からは2割程度増加はし たんですけれども、全国平均が83.8%ですから、それまでに普及率も届 いてないということでありますが、今後来年の7月までの間に県としてどの ような取り組みを進めていくのかお伺いします。

寺本情報政策課長 地上デジタル放送への移行については電波行政の一環ですので、国で管理 をしております国策の一環となっております。このため県では国や総務省の 受信者支援センターでありますデジサポ等が行う説明会や、広報活動につい て協力をしております。それにあわせて、県の広報誌での関連記事の掲載で すとか、ラジオ・テレビ番組などの媒体を活用した広報も随時進めておりま す。また、先月には県下市町村を回りまして、市町村にも広報活動の協力を お願いしているところです。3町村が6月に広報誌掲載を行いまして、また 18市町村が、完全移行のちょうど1年前になります来月7月に、関連の記 事を掲載する予定です。今後も普及啓発を計画的に進めていきたいと思って おります。

河西副委員長

近くになればかなり進むと思いますけれども、本県ではCATVの普及率 というのが大変進んでいるようで、全国でも1番、2番とか、そのようなこ とも聞いておりますが、このCATVと地デジとの対応というのは順調に進 んでいるんでしょうか。

寺本情報政策課長 委員御指摘のように本県はケーブルテレビの普及率が全国1位でござい まして、営利で行っておりますケーブルテレビに加えて、小規模な共聴組合 というものを合わせますと、約9割以上の世帯が有線放送でテレビを見てい ることになります。それについて、いわゆるケーブルテレビについては、本 年度中にデジタル化が完了する予定ですので、ケーブルでごらんになってい る皆様には、安心していていただけると考えております。また、共聴組合の

方が、一部、対応未定のところもまだございますので、こちらについてはデ ジタル化改修の進捗を管理して、もっと進めていこうと考えております。共 聴組合については、じかに接しているのは市町村になりますが、市町村等と も連携をとっておりますので、来年の地デジ移行までには完了させたいと考 えております。

# 河西副委員長

ありがとうございました。いずれにしても完全移行ということで、県民に 混乱が出ないように進めていただいているわけですが、なお一層お願いした いと思います。

最後ですけれども、地デジ移行に伴ってテレビが見えなくなる。いわゆる 新たな難視といいますか、そういう状況が発生するんじゃないかなというこ とも言われておりますけれども、この状況と対応を最後お聞きしたいと思い ます。

寺本情報政策課長 委員御指摘の新たな難視というのは、アナログ放送は見えていたけれども、 デジタル放送は見れなくなるということでして、現在、県内に4地区9世帯 が新たな難視として、デジタル化になったときに見れなくなるというのが、 調査の結果として出ております。また、本年調査予定の地区がまだ9地区残 っておりまして、9地区282世帯については、随時、受信状態の調査を進 めていく予定であります。新たな難視として残っている地区は有線で線も引 きにくいですし、直接電波を受けにくいというところになるんですが、これ については国が衛星放送を使って、移行時のセーフティネットとして、番組 を提供するということを予定しておりますので、今後5年間については保証 できると思います。その5年後以降については、国も、現在、対応方針を検 討中ですので、決して受信者に過剰な負担にならないような要望は、今後、 続けていきたいと考えております。

# 河西副委員長

ありがとうございました。このことは国策としてやっているということで すので、国が責任を持って取り組むということが基本だと思います。国に対 しても要望することは要望しながら円滑に移行できるように、今後もよろし くお願いいたします。

# 堀内委員

ちょっと関連で大変申しわけありませんけど、今、小規模の共聴組合があ りまして、例えばこういうものが地デジへ移行し、情報ハイウエイだとか、 そういう公共のものを使ってやっていくという場合に、今、そういう小さい ところというのは、再送信同意を受けてないで、1~12チャンネルまで放 送しているというところがあるんですけれど、今度は移行をするときに、例 えば情報ハイウエイの方は東京12チャンネルが入ってないとか、そういう ものがあるんですね。そうすると、ちょっと今までより逆に不便になる、局 数が見られないというところがあると思うんです。そんなところはどのよう に考えているか、ちょっと教えていただきたい。

寺本情報政策課長 アナログからデジタル放送への移行に伴う局数の減少については、キー局、 関東広域のそばとか、準キー局の関西圏のそばの近隣圏では非常に大きな問 題になっております。東京12チャンネルについては完全にビジネスとして、 他県に番組を売るというのを方針として掲げておりますので、放送の圏域外 となる山梨については、区域外の再送信をやらせてくれというのは、なかな か難しいのが現状でございます。

そのほかのフジテレビとテレビ朝日については、当県は放送区域外ではありますが、重複する系列局がございませんので、そちらについては組合の大小を問わずに、ケーブルテレビであっても、共聴組合であっても、適正な手続を踏めば区域外再送信はとれるような状況になっております。

問題は日本テレビとTBSの県内系列局がある2局なんですが、こちらは 民放連でも系列局があるものについては、区域外送信を出さないというよう な話をしておりますので、個別の交渉にはなりますがなかなかハードルが高 いのではないかと考えております。

堀内委員

現在ですね、私が住んでいるところ都留市なんですけれど、都留は恐らく CATVを山梨県で1番にやったと思うんですが、再送信同意を12チャンネルとっているんですね。当然、4チャンネル、6チャンネル、これはテレビ山梨、山梨放送が重複しているんですけれども、これも一応許可も受けています恐らく甲府CATVも恐らくそうではないかと思うんですけれども、本来、こういうものをもうちょっと利用する中で、せっかく同意書がありますので、こういうところを例えば情報ハイウエイに流すとか、そういうことにすれば恐らく別に問題あるかどうかちょっとわかりませんけれど、うまく12チャンネルだとか、4チャンネル、6チャンネルというものがまた再放送ができるのではないかと思うんですが、非常に難しい問題かもしれませんけれど、恐らく、ほとんどの山梨県内の方は12チャンネルも見ていますので、それが見れなくなるということに対して、非常に不満があるのではないかと思います。だから、ちょっと逆に地デジになって、不便じゃないかというような印象があると思います。その点について見解をお願いします。

寺本情報政策課長

今までのアナログ放送時代は、皆さんどこのケーブル事業者さんも、あと、組合で施設運営をされている共聴組合さんも、4~12まで再送信同意をとられていたかと思いますが、デジタルになるときはとり直さなければいけないというのがやはりありますので、もう一度、デジタル放送の再送信として同意手続を踏んでいただく必要がございます。その際に施設単位となりますので、情報ハイウエイで流したとしても、それをやはりとるためには、組合さんも個別に局から再送信同意をとっていただく必要がありますので、情報ハイウエイで全チャンネル流せるような仕組みにしたとしても、やはり手間は各共聴組合さん、ケーブルテレビ事業者さんに負っていただくことになると思います。

それは放送法上の仕組みとしていかんともしがたいところがありますのと、なかなか放送事業者の経営上の問題もあり、民放連などで議論した結果ですので、文化的な背景があるので同意をお願いしますというような仕組みも、放送法上にはあるにはあるんですが、歴史的にも使用された回数はすごく少ないです。なかなか今までのようにはいかず、御理解いただくのは難しいところだと思うんですが、これで御説明をしていきたいと考えております。

堀内委員

今は要らないですけど、我々やっぱり日常生活しているうえで、やっぱり生活が便利になることを、いつも望んでいるんですけど、生活が後退するようなものというのは、余り賛成できません。ですから、やっぱり何とかいろいろ難しいと思うんですけれど、特に山梨県は今までずっと見てきていますので、その辺をもうちょっと強調していただいて、他県とちょっと違いますので、12チャンネルをぜひ見られるような運動をしていただきたいと思います。

主な質疑等総務部、出納局、人事委員事務局、監査委員事務局、議会事務局関係

※ 第61号 山梨県職員の退職手当に関する条例中改正の件

質疑なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※ 第62号 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例中改正の件

質疑

小越委員 何点か確認をさせてください。看護休暇、介護休暇、これは有給なのか無

給なのか、まずお聞きします。

原間総務部次長新設をされました短期の介護休暇は有給でございます。それから、子の看

護休暇等につきましても有給でございます。

小越委員
それから、この条例改正は、正規職員に適用されると思うんですけど、い

わゆる非常勤の職員、非正規、臨時とか嘱託の方々には、適用されるんでし

ようか。

原間総務部次長非常勤の方、それから、臨時職員への導入につきましては、現在、検討中

でございますけれども、いずれも導入する方向で考えていきたいと考えてお

ります。

小越委員 それから、介護休暇ですけれども、この要介護者という範囲を教えてもら

いたいんですが、同居が条件なのか、それから、何親等、義理の父母という 関係があるかと思うんですけれども、そこまで適用さるのか、それから、同 居じゃないけれども、近くに住んでいるとか、ちょっと遠くですけれども、

**養理の母とか父とか、そういうところも可能なのか、範囲をちょっと教えて** 

ください。

原間総務部次長 要介護者の範囲でございますが、同居・別居を問わないものといたしまし

ては、配偶者(内縁関係にある者を含む)ということになっておりますが、それから、父母と、それから、配偶者の父母でございます。それから、同居を 条件とする者といたしましては、祖父母、兄弟、姉妹、それから、孫、あと、 職員または配偶者との間において事実上父母、あるいは子と同様の関係にあ

ると認められる者とされております。

小越委員
それでは、義理の父とか母も、それから、別居している義理の母も可とい

うことですね。

それで、現行の介護休暇というのは今どのくらい取得されているんでしょ

うか。これは短期だと思うんですけど、長期の介護休暇はどのくらい取得されているんでしょうか。

原間総務部次長

現行の介護休暇の取得実績でございますが、平成21年度につきましては 現在集計中でございまして、ちょっと手元に数字はないわけでございますけ れども、それ以前の過去3年ということで申し上げますと、知事部局でござ いますが、平成18年度に2名、それから、19年度は0、20年度は1名 となっております。

前島委員

ついでにちょっと聞かせてください。

これを満杯に利用された職員の場合、いわゆる賞与の中における、勤勉手当との関係はどうなるのかということですね。それから、昇給ということについての影響度というのは全然ないのかどうか。そういう点についてちょっとお話を聞かせてもらいたいんですね。勤勉手当は一体どうなるのか、その案分はあるのか。満杯にとった場合ですね、それでも勤勉手当はきちんともらえるんですよと、異常ないですよということなのかどうか、その辺をちょっと聞きたいですね。

原間総務部次長

勤務時間条例にかかわる休暇等につきましてはほとんどが有給休暇ということでございますので、直接的に昇給とか、期末勤勉に影響するということはないわけでございます。ただ、この後説明をさせていただきます育児休業につきましては、影響が出てくる場合がございます。ただ、介護休業をとった時期によりまして、もともと介護休業そのものは給与は無給ということになるわけでございますが、取得の時期によりましては、期末勤勉手当の支給対象となる場合がございます。

それから、昇給につきましても、育児休業期間中昇給をしておった期間につきましては、これは100分の100以下の算定率をもって、通算をするという形になっておりますので、事実上の不利益ということは生じないと考えております。

討論なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※ 第63号 山梨県職員の育児休業等に関する条例中改正の件

3名という状況でございます。

質疑

小越委員 育児休業の現在の取得状況をまずお伺いします。女性と男性、どのくらい 育児休業を今取得されているんでしょうか、実績をお願いします。

原間総務部次長 育児休業の取得実績でございますが、21年度につきましては申しわけご ざいません、ただいま集計中ということでございますので、これも過去3年間ということで18年度でございますが、男性が2名、女性が103名、合計で105名。それから、19年度が男性が3名、女性が106名、合計で109名。それから、20年度が男性が122名、合計で12

小越委員

ということは、女性の場合はほぼほとんどの方がとっていますけど、男性の方はほとんどとっていません。この数字は、人ですよね、何日じゃなくて、人ですよね。

原間総務部次長

はい。

小越委員

特に男性の方は配偶者の出産直後における一日、二日の休暇をとったということですか。長くとったという方はいらっしゃらないんですね。

原間総務部次長

いわゆる配偶者の方が出産された際の休暇につきましては、別に配偶者出産休暇というものがございまして、これにつきましては、いずれも男性に当然なるわけでございますが、18年度が13名、19年度が10名、それから、20年度が3名ということになっております。

小越委員

夫婦が両方とも県庁職員とは限りませんので、この数が103と103になるわけではないとは思うんですけれども、男性の育児休業、育児休暇の取得が少ないと思っております。今回の改正によってとりわけ男性の方の育児休業の取得が、どのくらい伸びるという目標とか、予定というのはあるんでしょうか。

原間総務部次長

女性職員の育児休業の取得率は、先ほど委員がおっしゃられたとおりで、現状でも100%ということでございますけれども、男性がどのくらいとるかということにつきましては、今回の改正で育児休業取得要件が緩和をされて、夫婦がともに育休ができるとされたこと、あるいは、出生直後の父親の育児への参加等ができる、子どもの出生の日から57日以内に行う育児休業については、従来の育休とは別枠というような扱いがされることとなりましたので、これによりまして、当然、育児休業取得者が伸びるものと見込まれますけれども、具体的にどのくらい伸びるかというのは、ちょっと、今、見込むことはかなり難しいと考えております。いずれにしても、ただ、伸びることは間違いないだろうと考えております。

小越委員

それで、子育て支援プログラムというのが出されて、県職員の場合についても出されているんですけれども、そこによりますと、平成26年度までに育児休業を取得する男性職員の割合を5%にしますとしています。今回の条例改正も含めて5%にしていくのが多分目標だと思うんですけれども、どのくらいになるか人数はわからないとおっしゃったんですが、目標ですからぜひ達成してもらいたいと思いますが、それを達成するには育児休業を取得する職員を補充する職員が必要になりますが、どのように確保されるんでしょうか。

原間総務部次長

育児休業者の代替職員といたしまして、臨時職員を充てることで、業務に遅滞が生じないようにということでやっておるところでございます。あわせまして、専門知識を有する人材を登録します人材登録制度といったものを運用して、技術職の代替職員の確保にも配慮等をいたしておるところでございます。

小越委員

先ほど前島委員からお話がありました昇任とか昇格とか、ボーナスのとこ

ろも反映することも当然なんですけど、人がいなくて育児休業が取得しづらいというのも確かにあるんではないかなと思います。男性・女性に限らず職場の皆さんに迷惑をかけるんではないかということで取得しづらかったり、その後、自分の仕事のキャリアにつながっていくか心配だと思うんですけど、しっかり代替する職員がいないと、取得しようと思ってもできないのが現実だと思いますので、そこは代替職員をしっかり確保して、臨時だけではなく正規職員も含めて確保していただくよう人員増を要求したいと思います。

討論なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※ 第65号 山梨県県税条例中改正の件

質疑

前島委員

22年のたばこ税のことをちょっと聞きたいんですね。たばこ税は平成2 2年10月1日から施行というんだけれども、この税率で行くと現在の状況 に対して、県のたばこ税は総額でどのくらい増収が見込めるのか、その辺を ちょっと説明してください。

深澤税務課長

当然、増税されますと消費が落ち込むことが想定されます。現在、国の方で地方におきます税収への影響を算定しております。それから本県の割合をとりまして算定しますと、初年度分、半年分ですけれども、約5,200万円程度の増額になると思います。平年ベースに直しますと、1億4,000万円ほどの増収になるということであります。

討論なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※ 第68号

平成22年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額、同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの並びに第2条継続費の補正

質疑

(議事堂改修について)

前島委員

議事堂改修の関係で、議員さん方にも検討してもらう提案を、ちょっとしてみようと思っているんだけれど、ちょっと検討をしてみてもらいたいことがあるんですね。御承知のように議事堂の本会議場は国会議事堂を参考にした県政の殿堂で、質問戦は議長の前の高台へ出て行うというやり方を今日までとってきたけれど、最近一般質問について一問一答の形式を大分運用するようになってきた。

ところが、あの図式を見ていると、学校の先生と生徒が質疑をしているような感じなんだね。見ていると執行部は高いところで答弁をして、議員さん

が下の方で上を向いて質問をしていると。これは非常に県議会の執行部と議員との関係に対して、そのいわゆる水平レベルの欠点・問題があると感じているんですよ。少なくとも一般質問をする人たちが一問一答をやる場合に、傍聴者に対しておしりを向けてやっているわけですよね。それで、しかも答弁する皆さん方が、高いところから下へ向いて答弁しているわけでしょう。そういうやり方でなくて、速記者も合理化してきているんで、速記者席のところをうまく活用しながら、いわゆる執行部席と、そして、質問者の一問一答の間隔が、同じレベルの台の上でやるという方向の工夫は、必要ではないかと思います。現状はいかにもぎこちないなと見ているんですよ。よって、この問題をちょっと研究してみたらどうだろうかということを、議長さんに大急ぎで言い始めようと思っているんですよ、この議会中に。

今、見ていると、代表質問は壇上でやりますから、執行部がそれに同じところへ立って答弁をしてくれるからいいんですね。ところが、一問一答は議員が下の方にいるんですね、上を向いて、答弁の方は上の方から議員さんに答弁しているわけですよ。これはいかにもぎこちないし、傍聴でおいでくれる皆さん方が、我が議員さんがおしりをむけて、顔を少しも見せずに質問をしていると。しかも執行部が上から答弁をしている、これは生徒と先生の関係みたいに見えて、これちょっと工夫する必要があるんじゃないか。余り難しい改修じゃないと思っているんですよ。この辺をどうかひとつね、研究してみてください。

ちょっと、議長さんにも一応会派を通じて、そこのところを直したらどうだろうかという提案もしてみたいと思います。それで横と横でやるとね、傍聴の皆さん方が例えば先生がやっている、そして、答弁をしているあの執行部の皆さん方の顔もお互いに見えるじゃないですか。何となくいい感じが出てくるような感じがするので研究してみてください。大急ぎで駆け込みの話なんですが、双方で研究をし合ってみたらどうだかと思っております。以上ですが、どうですか、ちょっと検討してみてくれないかな。

佐藤管財課長

対面式の演台の設置につきまして、まず御説明をさせていただきます。委員から、今、御指摘にありましたように、現在の一般質問における一問一答方式というのは、委員からお話のあったとおりであります。それで今回の改修に当たりましては、演台の前にございます速記席を撤去いたしまして、そこで対面方式の演台を設置する予定を計画しております。そういう意味では、同じ高さで御議論がいただけると考えております。

前島委員

横向きでやる方法はどうなのかな。

佐藤管財課長

昨年来から県議会において意見もいただきながら検討してきました。今の案というのは同じ位置という意味では、委員がお話しになるように、傍聴席から議員の先生方が後ろを向くような形になっております。今の計画ではその位置関係にございます。例えば先生方のお顔が傍聴席から見えないというお話がございまして、昨年末の検討では議場の右手の方に大型スクリーンを設置いたしまして、議論をしている姿というのを傍聴者の方にも、そのスクリーンを通じて、ごらんいただけるという形を考えております。済みません、今の改修計画としては私が御説明したような内容となっておりますので、よろしくお願いをいたします。

古賀総務部長

済みません、私の方からちょっと補足をさせていただきます。実はこの2

月に各会派に対して、最終的な形で意見照会をさせていただきました。その際に当時の森屋議長の方から、今、委員がおっしゃったのと全く同じ意見が出てきました。当時の森屋議長の御提案というのは、今申し上げましたような対面式の演壇を可動式にして、動かせるようにして、そして横向きで一問一答ができるようにしてはどうかという御提案をいただいたということなんですけれども、演壇を可動式にするというのは、実はなかなかちょっと簡単なことではない状況にあります。

前島委員 いや、可動式じゃなくていいんだよね。

古賀総務部長 それで、実はそのときに少なくとも、今、全く、前島委員がおっしゃったような、傍聴席におしりを向けているといったような状況で、傍聴席から顔が見えないというのは確かに問題があるので、正面の右側にスクリーンを設置して、それで傍聴席から質問者の様子というのが、大きく見えるような形にさせていただくということでお話をさせていただいたところです。それで今の案に落ちついているというのが実態でございまして、そこのところにつきましてはそういう経緯もあって、ちょっと今そのような案になっていると

いう状況です。

前島委員どうですか、みなさん。

堀内委員 我々が関東5県に視察へ行ったんですけど、大体は、今、前島委員が言う ようなスタンスのところが多かったです。埼玉、栃木、たしか3県ぐらいあ

ったはずです。

前島委員そうですね、今からでもいいからちょっと検討してください。

古賀総務部長また改めてちょっと検討して説明させていただきます。よろしくお願いし

ます。

鈴木委員長 そうですね、1回説明してください。

古賀総務部長はい。

(私学振興費について)

小越委員 私学振興費のことです。私立高校の就職支援ですけれども、私立高校でこ

とし3月末で高校卒業未就職者の方は何人いらっしゃるんでしょうか。

大堀私学文書課長 平成22年3月末における私立高校の就職状況でございますけれども、希

望者数が215名に対しまして、未就職者数が22名となってございます。

小越委員 毎年200人くらいのお子さんが就職希望で、就職できないというお子さ

んは大体何人くらいいるのですか。ことしが特別多かったということですか。

大堀私学文書課長 就職希望者数とすれば200名前後ということでございますけれども、率 は多少でこぼこございまして、昨年度が26名でございます。就職率でいき

ますと86.7%、19年度が率で申し上げまして、この年よかったんですが92.8%、18年度が93%、17年度が91.7%ぐらいの感じで推移

をしているということでございます。

小越委員

そうしますと、私立高校の就職率は昨年就職希望者が215人いて、未就 職者が22人ということですけれども、どちらかというと、率がちょっと大 変なのかなという気がします。公立高校には就職支援員が昨年からいると思 うんですけれども、私立高校のこの2人の就職支援員についてはどのような 仕事をするんでしょうか。

大堀私学文書課長 先ほど御説明の中で、2人の支援員について、甲府地区が1名、それから、 それ以外の地区が1名と申し上げました。県内に11の私立高校があるわけ でございますけれども、各高校から希望があったところを重点的に、それぞ れが県庁内にも一応席を置きまして、需要を見ながら各校を回るという格好 になろうかと思っております。先ほど申し上げましたとおり、求人開拓、採 用交渉という幅広い考えでございますけれども、ちょうど、7月ぐらいから 就職活動の動きが始まってまいりますので、それに合わせて支援業務を始め たいと考えてございます。

小越委員

それで、例えばことし22人の未就職者がいらっしゃって、この支援員の 方々が対象にするのは、あくまで来年3月卒業されるお子さんだとしますと、 3月末で22人の方は未就職だと。もっとさかのぼっていくと、前の方も未 就職というんですけれども、ことし3月末で未就職の方のフォローですとか、 それから、就職したけれども、すぐやめてしまったというお子さんも新聞報 道ではあるんですが、そういうお子さんへのフォローも含めて、やっていた だきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

大堀私学文書課長 もちろん在校生が中心ではございますけれども、学校とかかわりのある方 については、来ていただける分にはですね、卒業された方も支援はしていく という考えでございます。しかし、一たん学校を卒業してしまうと、学校と 縁が切れてしまうというか、足が遠くなってしまうという現状があります。 ハローワークやジョブカフェ等に行ってしまう方が多いかなということがこ ざいますけれども、その辺は卒業生であっても、進路指導の先生が声かけて フォローをしていくという考えではございます。

討論 なし

採決 賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第69号 契約締結の件

質疑 なし

なし 討論

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第70号 公立大学法人山梨県立大学の中期目標を定める件

# 質疑

小越委員

中期目標で第4「財務内容の改善に関する目標」というところがあります。「外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標」、「外部研究資金の獲得や多様な大学事業の展開による自主財源の確保・拡充を目指し、検討体制の整備と組織的な活動に取り組み、自己収入の増加に努める」。それから、「経費の抑制に関する目標」、それから、「資産の運用管理の改善に関する目標」、この財務内容の改善に関する目標、これは一体どういうことを具体的に意図しているんでしょうか。

# 大堀私学文書課長

今、委員の方から「財務内容の改善に関する目標」の3本柱について御指摘をいただきました。「外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標」、それから、「経費の抑制に関する目標」、「資産の運用管理の改善に関する目標」ということでございまして、法人化をするわけでございますから、大学法人は自主的に財政的にも自立しなければならないということでございます。それに当たっては、まずは当然に収入を確保しなければいけない。それから、コスト面についてはしっかり抑制的な節度の必要がある。また、資産運用につきましても、自立的にやっていくことを、基本的としていくと御理解いただきたいと思います。

# 小越委員

中期目標をもとにして中期計画案が出されておりますけれども、中期計画案には運営費交付金、県からの交付金が毎年1%減らされることになっています。その穴を埋めるために外部研究資金の調達に走らされ、計画を出すには申請率100%にするとか、採択件数を現在の2倍にするといっておりますけれども、そうしますと、本来の基礎的な研究、地道な研究がおろそかになり、外部資金の調達が採択されやすいものだけを、研究するようになってしまうんではないでしょうか。

# 大堀私学文書課長

効率化係数とか外部資金についての御指摘でございますけれども、法人にとってまず必要なのは収入の確保という面と、効率面での努力も大事だと考えてございまして、中期目標でも自主財源の確保・拡充、こういった点の項目が掲げられているところでございます。効率化係数ということでございまして、1%というのは年々の経費に直してみますと1,000万円から、だんだん最終年度では1,000万円を割る金額の合理化を求めるということでございますけれども、それは単に支出を抑制するという意味ではございませんで、まずもって、自己収入の確保について考えていただくというように考えてございます。

一例を挙げさせてもらえれば、今、1,000万円単位と申し上げたんでございますけれども、例えば入学検定料を例にとらさせていただきますと、例年、入試の際に払っていただく手数料でございますが、これが単価1万7,000円でございます。これに関しましては、例年、受験出願倍率が大体4.5とか4.1とか、そういった数字でございます。それがことしは5.6倍になりました。それはどういうことを示すかといいますと、1万7,000円に対しまして約400人出願者が増えたということで、これだけでざっと700万円近くの増収になったということがございます。これからわかりますように、大学としては魅力ある大学づくりを推進いたしまして、学生や保護者の皆さんから、山梨県立大学に行きたい、受けてみたいという魅力ある大学になっていけば、高い出願倍率を出すということで、1,000万円オー

ダーであれば、これは一例でございますけれども、クリアできる数字ではないかと考えてございます。

委員の御指摘のように、経費の節減というのも大変大事ということで考えてございますけれども、22年度の交付金算定に当たりましては、昨年と同額としておりまして、今後、節約の主な対策と考えておりますのは、管理経費でございますので、直ちに研究費の抑制ということにはつながらないと思っております。また、外部資金の話でございますけれども、これは現状の研究活動を高めるという視点で奨励するものでございまして、既存の研究費を外部資金で置き直すということではございませんので、これに関しましても研究費が削減されるという話にはつながらないと思っております。

小越委員

国立大学では5%削減で、研究費のところへの反映が危惧されております。 教職員の業績評価も中期計画には書かれ、給与へ反映すると明記されております。教育研究を行う大学の普遍的な役割と評価が、これまでの大学評価と異なり、地方独立行政法人の枠組みの中で、設立団体によってゆがめられることも危惧されます。効率的経営や自己資金獲得が強められ、資金に結びつかない幅広い教養教育や、基礎的研究が弱ることにも懸念があり、教育研究を行う大学の質が低下することも心配です。よって私はこれについて反対です。

討論なし

採決 賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※承第1号 山梨県県税条例中改正の件

質疑なし

討論なし

採決 全員一致で原案のとおり承認すべきものと決定した。

※承第2号 山梨県過疎地域における県税の特別措置に関する条例中改正の件

質疑 なし

討論なし

採決 全員一致で原案のとおり承認すべきものと決定した。

※承第4号 公立大学法人山梨県立大学が徴収する料金の上限の認可の件

質疑なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり承認すべきものと決定した。

保険業法の制度と運用を見直し、自主的な共済の保険業法の適用 ※請願第 19-10 号 除外を求めることについて

意見 (「継続審査」と呼ぶ者あり)

採択するべきだと思います。 小越委員

> 仲間同士の助け合いを目的とした自主共済はマルチ共済とは違います。も うけを追求する保険会社と同じ扱いにすれば、仲間同士の互助組織が存在で きなくなります。PTAなどは存続可となりましたけれども、すべての自主 共済にはまだ許されておりません。請願を採択するべきだと思います。

討論 なし

採決 賛成多数で継続審査すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(消防の広域化について)

小越委員

消防の一元化についてお伺いします。平成18年6月、消防組織法の一部 改正に伴い消防の広域化基本指針が告示され、山梨県でも横内知事が消防本 部一元化を推進することを議会に表明され、この五、六年で広域化を実現す る必要があると答弁されました。それを受けて19年11月の県内10消防 本部長からの意見聴取では、現状の組織体制に何ら問題を生じてないとあり ますけれども、私は広域化して管轄区域が広くなり、災害対応に不備が生じ るのではないかとの疑問を持っています。

そこでお伺いいたします。10消防本部の組織・人員・給与体制は違うと 思うんですけれども、消防職員については充足率が低い方に合わせるより高 い方に合わせるのが筋だと思いますので、充足率の高い甲府に合わせる必要 があると思います。そうなると、あと何人不足しているんでしょうか。

堀内消防防災課長 消防職員の充足率というのは、国の消防力の整備指針というものがござい まして、山梨県であればどのくらいの消防職員が基準として必要かというも のが算定できます。10消防本部を合わせますと、21年4月1日現在で1, 996人が消防職員の基準の数となります。21年4月1日現在の職員数は、 1,115人ですから、充足率で申し上げますと55.9%でございます。先 ほど委員がおっしゃいました一番高い70%というのは、甲府地区消防本部 が70.7%という数字でございます。ですから、もし実際に全体を70% にするということで申し上げますと、1.996人は、約2.000人ですの で、それを70%にしますと1,400人ということになりますので、現在 の1,100人と比べますと約300人程度は増員をしなければならないの かなという計算になります。

小越委員 充足率が比較的高い甲府に合わせても300人、10消防本部の充足率を

100%にするには、あと900人くらい必要だということですね。給与体 系も違って、公安職のところもあれば、行政職のところもある。平均年齢の 違いもあるので、給与格差が大きいと思うんですけれども、でも、充足率と この給与体系をそろえるとなると、市町村の負担はかなりふえるんではない かと思うんですが、どのくらいにふえると試算されているんでしょうか。

堀内消防防災課長 おっしゃるとおりで、給料表の改定とか、職員を採用したらということに なりますと、非常に大きな負担がかかるとは思いますが、そういった問題に どう対応していくかというのは、協議会の方で今後、専門部会を設けて話し 合いをしてくというところですので、具体的なシミュレーションはまだやっ ておりません。したがって、手元にそういった数字は今のところはございま せん。

#### 小越委員

例えば甲府と同一にすると、平均給与の低い富士五湖の消防本部では、6 億円とか、億単位でふえるという試算もあるようです。それで、消防の機材 もフランス製とかドイツ製とか種類が違うようで、それを統一しないと消防 職員の使い勝手も違うので、それを合わせるとなるとかなりいろんな負担が ふえると思っております。金額的にするとすごく負担がふえて、人もふやさ ざるを得ないし、消防機材も変えて統一するとなると、お金がたくさんふえ るんではないかなというのが1つと、それから、広域化するとメリットがた くさん書かれているんですけれども、私が心配するのは、広域化をして例え ば消防本部に出張所とかありますよね。県境も含めて、そういう出張所とか いうのは、広域化した場合は廃止されるとか、中止されるとか、そういうこ とはないんでしょうか。

# 堀内消防防災課長

まず、いわゆる充足率を高めて、お金がかかるのではないかとかいう問題 ですが、これは広域化にかかわらず現在の10消防本部のままでも、基準数 を満たしていないので、県、国とすれば、少しずつ消防力を増強していただ きたいという考え方でございます。それでこれは広域化と直接結びつくもの ではないと思います。ただ、広域化を契機に充足率をどういう形でバランス よく高めていこうかという議論にはなろうかと思います。この辺についても、 今後、協議会の方で話し合われるのではないかなと思います。

それから、装備の件でございますが、いろんな会社のものを使っていると いうことではございますが、例えば消防車・救急車等を購入する際には入札 等でやります。どこの会社のどういうものというような指定をしてやってい るわけではございません。いろんなものがございますので、基本的にそれで 困るということはないかと思います。ただ、通信などの場合ですと、いわゆ るデジタル化の関係で一本化にするのか、10本部のままでやるのかという ことで、経費がかかるとか、かからないといった議論は、現在、協議会でも しております。しかしながら、設備の仕様そのものによって影響があるとい う話は、私どもの方では余り聞いてはおりません。

もう1点、分署とか消防署所の廃止でございますが、規定の人口規模に対 してどこに幾つ置きなさいということが国の指針で決まっておりますので、 基本的に人口が変わらない限りは、消防署所の数を変えるということは通常 はあり得ないと思います。ただ、10本部の管轄区域を変えることによって、 それを合理的に配置し直すということは当然あり得ます。そういう中でうま く整理するということはありますが、基本的に人口に対する基準で、消防署 所の数というのは決まっておりますので、広域化するから勝手に合併して減

らすということはないと理解をしております。

## 小越委員

ということは、広域化したときにも今の県境の出張所、署所も含めて、今 までどおりあるということを県は確認したということにしておきたいと思 います。ただ、広域化の方針を県は出しましたけれども、装備のことは消防 団、消防署の人が言っておりまして、ドイツ製とかフランス製とか何かいろ いろあるみたいですよね。それを急に変えられるのかということを、現場の 職員の方はおっしゃっているようです。それが統一できるのか、急に違う組 織となってできるかということを言っておりました。

広域化の方針を出したのは県ですけれども、決めるのはあくまで市町村や 広域事務組合ということでよろしいでしょうか。

堀内消防防災課長 はい、県の方では広域化の推進計画という形で、そういった計画を市町村 あるいは10消防本部に示して進めているわけでございまして、最終的に決 定するのは10消防本部、それにあわせ27市町村長さんがやはり決定をし ていくこととなります。そのために協議会というものを立ち上げて、現在、 議論をしているところでございます。

#### 小越委員

今回のところは市町村合併のような合併特例債もありませんし、国から補 助金が来るとか、県から補助金が来るわけでもなく、先ほど課長は県境も含 めて署所は廃止しないとおっしゃったんですけど、これからいろんなもので お金がかかる、負担金がふえるといった中で、デジタル化も含めて負担金は ふえるとなると、市町村や広域事務組合が果たして県境のところを、維持す るかどうかが非常に私は心配なんです。広域化したことによって、今まで救 急車が5分で来たのが10分になるとか、消防署所の人が減らされるとか、 それから、吉田の管轄の人が今度は北巨摩に行けと言われても、地理も不案 内でわかりませんし、遠くなって遅くなったということがあってはいけない なと私は思っています。

なので、これはあくまで決めるのは首長さん、市町村、それから、それぞ れの一部事務組合や広域事務組合の議会がありますから、そこで決めていく というのであり、私は慎重に対応していただきたいなと思っています。県は 音頭をとって、推進だけでやっていってほしくないなということを思ってお ります。これは要望です。

# (滞納整理機構について)

次にもう一つ、滞納整理機構についてお伺いいたします。昨年度の滞納整 理機構での差し押さえ、それから、市町村での差し押さえの件数が出されま したけれども、機構そのものでの差し押さえの件数は減っているんですが、 市町村での差し押さえが平成19年、963件、20年、2,742件、2 1年に4.005件と激増しています。そして市町村によるばらつきも多く、 山梨市や韮崎市、南アルプス市、身延町は3倍にもなっておりますし、韮崎 市は給料の差し押さえも目立っております。差し押さえのポイントに「差し 押さえ件数の数値目標を決め進行管理する」と書いてあります。差し押さえ がやっぱり手段ではなく目標になっているんではないかと思い、これは本末 転倒ではないかと思うんですけれども、なぜ「差し押さえの数値目標を設定 し進行管理する」というポイント、目標があるんでしょうか。

深澤税務課長

差し押さえにつきましては、法令の中でも早期の差し押さえということが

うたわれております。ということで、機構におきましては法令にのっとった 滞納整理をしていこうということで、研修等もしているところであります。 なお、数値目標につきましては、特に機構の方におきましては、目標を決め なさいというような指導、あるいは助言はしておりません。それぞれの市町 村の中で、独自の目標を定めていると理解しております。

小越委員

このいただいた市町村税徴収率アップの5つのポイントの中には、組織的に取り組む中に滞納整理による差し押さえ件数の数値目標を設定し、進行管理することは有効であると、この研修会のときに市町村に配っているんですけど、県は差し押さえの目標を出せとか、進行管理しなさいということは言ってないということですか。

深澤税務課長

確かに滞納整理のアップとか、差し押さえ件数など数値目標を設定することは有効であるということですが、特にこれは1つの有効な手段を示しているわけでありまして、県の方でその件数などの目標数値を報告しなさいとか、そういうことはしておりません。あくまでも市町村が独自にやっているものでございます。

小越委員

それは県に報告しなくても、こう書いてあれば私の市町村ではことし差し押さえ件数を200にします、300にしますって、目標設定することが有効って書いてあるから、市町村で目標設定しているのが実際じゃないでしょうか。今回1つ変わったところがあるとお伺いしました。5つのポイントを若干改正され「差し押さえに当たっては滞納者の生活実態の把握等に努めた上で、生活の維持や事業の継続を困難にすると認めるような場合には適切な猶予措置等を講ずること」と書いてあるんですけれども、これは例えば徴収猶予ですとか、納税緩和措置とか、そういうことだと考えてよろしいですか。

深澤税務課長

おっしゃるとおり、法令にのっとった滞納整理を進めていく上にあっては、当然、納付能力のある方からはいろいろとある場合は厳しく、納めていただくということもあるかもしれませんが、片や能力がない方につきましては、これも法令にのっとって納税の緩和措置を積極的にやっていくという必要があろうかと思います。それで昨年度までの5つのポイントにつきましては、委員の御指摘もありましたし、表現もまず差し押さえから実施ということで、現場によって一律に差し押さえをやろうといった、誤解を招きかねなかったということで表現を変えてございます。

小越委員

ということは、例えば自治体ではこの差し押さえ、早期の差し押さえといっても、まず差し押さえからと、早期の差し押さえ、どこが違うかですけど、一応、滞納者の生活実態を把握ということで、徴収猶予や納税緩和措置のことをここにうたったということなんですが、じゃ、自治体では例えば徴収猶予申請用紙が窓口に置いてある自治体は、山梨県で何自治体あるんでしょうか。窓口に徴収猶予の申請用紙が置いてあるのは何自治体ありますか。

深澤税務課長

徴収猶予の申請の用紙についてですが、これも、昨年、委員の方から御指摘がありました。それで機構におきましては、納税緩和措置の研修をするとともに、機構の方から納税の申請用紙をすべて市町村に配付をしてございます。納税の相談の中で適用になると思われる方がおりましたら、積極的に納税の緩和措置の説明をし、必要があればその用紙をすぐお示しできるように

してございます。なお、窓口に置いてあるかどうかについては確認をしておりませんが、例えば徴収猶予につきましては、用紙1枚出せばそれで認められるというものでもございませんので、これは窓口に置きますとかえって安易に認められかねないということもございますので、それは手元に置きまして、すぐに取り出せるような形をとっていると認識しております。

小越委員

例えばホームページや、広報や、納税書に、例えばこういうときには納税 緩和措置があります、徴収猶予がありますよと案内されているのは、何自治 体ぐらいあるんでしょうか。

深澤税務課長

これもちょっとデータとっておりませんが、機構の方で各市町村の広報誌等に、納税相談あるいは納税の緩和措置について、御相談くださいというようなことを書いてくださいということでひな形を示してございます。恐らく多くの市町村が広報等に掲載をしていただいていると理解をしております。

小越委員

例えば滞納処分の停止の基準とか、要項をつくっている市町村はどのくら いあるんでしょうか。

深澤税務課長

納税の緩和措置の基準ですが、実は国税も地方税も、徴収について同じ基準でございます。国の方で納税猶予等の取扱要領というのがございまして、ここにかなり詳細に書いてございます。例えば徴収猶予の要件の中に、納税者がその事業につき著しい損失を受けたことと。これにつきましては、取扱要領の中では、直近の1年間、利益金額の2分の1を超えて損失が生じるような場合と具体的に示してございます。機構におきましては、これを資料にしまして研修をし、周知をしておりますので、一定の基準のもとに市町村も取り組んでいると理解しておりますし、執行停止につきましては、機構が昨年度マニュアルをつくりまして配付をいたしました。

小越委員

それで、例えばもちろんマニュアルつくっていただいて、ひな形を出してもらうのは当然なんですけれども、例えばここの差し押さえのこの5つのポイントの中に、「生活の維持や事業の継続を困難とするよう認める場合」とありますが、具体的な基準とか、目安はあるんでしょうか。生活保護の何倍とか、そういうのが生活を維持するものを差し押さえてはならない、それは生活を維持するに必要なんだから、そういう基準などはあるんでしょうか、目安のものは。

深澤税務課長

やはり国税庁の取扱要領の中に文言には書いてございますが、そこに数字的なものは書いてございません。これはそれらのケース・バイ・ケースで、これは当然市町村において迷ったときには、機構に相談をしていただくというようなことになるかと思います。

小越委員

機構に相談しなければ、こういう場合は徴収が困難だと、生活維持をするためにここは押さえてはいけないということだと思うんですけど、滞納者の生活実態に努めた上でということなんですけれども、払えるのか、払えないのか、そこを判断するというところだと思うんですけれども、では、よく言われる悪質滞納者というのは、どういう人を定義されているんでしょうか。

深澤税務課長

まず納税について誠意がないことですね。納税交渉しようとしても応じな

いとか、財産を隠してしまうとか、いわゆる誠意が認められない方と、なおかつ納付能力がありながら納付していただけないという方だと理解しております。

小越委員

例えば甲斐市では分納不履行及び連絡がない者を悪質滞納者と言っているそうです。連絡ない者、分離・分納をやってくれない人。だけど、ここのポイントには「滞納者の生活実態の把握に努めた上で」とあるんです、それが最初なんですよね。差し押さえに当たっては滞納者の生活実態を把握しないで、あなたは呼んでも来ないから、悪質滞納者で差し押さえしますって、これはちょっと順番が逆転していると思うんです。実情把握に努めずに、そしてこういうことになるというのは、私はやっぱり県がこの5つのポイントの中に、これは県はしないと言っていますけど、県から「差し押さえ件数など数値目標を設定し進行管理に有効」って書いてあるから、これにのっとってやっぱり件数を出していくんですよ。県の指導があるからこそ、このようになってしまうんじゃないですか。

古賀総務部長

るる御質問いただいておりますけれども、分納のお約束をして連絡をいただけない方というのは、生活実態を把握しようにも、その実態の説明等御協力をいただけないという1つの対応でございますので、これにつきましては、当然、悪質な滞納者という範疇の中でとらえるというのは、ある意味、当然だと考えております。何よりも生活実態の把握というのは、すべての国民が納税義務を負っている中で、どうしてもこれを払うことができないということを、みずからきちっと責任を持って説明をしていただくというのが、納税緩和等の措置を講ずる第一歩でございまして、その点について誠意を持った対応をいただけないという方については、納税猶予等の措置についての検討をしようにも、これはそういう真摯な態度に御協力をいただけてないということになろうかと思います。

いずれ本県といたしましては、税の徴収率でいいますと県税の徴収率は全国42位、市町村の徴収率に至っては全国47位、最下位という状況でございまして、我が国の一般的な税の徴収のレベルからいいますと、これは税務当局として十分な責任を果たしているという状況には、至ってないと認識をしています。したがいまして、ある程度、全国標準レベルというものを視野に置きながら、これまでよりも厳しい態度、姿勢で税の徴収確保に努力をしてくださいということを市町村に申し上げる。その中で一定の目標管理のような手法も導入をしていただくということを言っていくというのは当然だと考えております。

小越委員

部長、そういいますとね、じゃ、先ほどの「滞納者の生活実態の把握に努めた上で」、これが最初なんですよ。この「上で」というのがなくて、いきなりあなたは連絡ないから悪質ですから差し押さえ、それはその生活の把握に努めようとしないことではありませんか。臨戸訪問をしたり、どうしてなのかってこちらから行かないで、こんなのあなたが悪いって、それは違うと思うんですけれども、なぜ払えないんだと思いますか、部長、税金を今。

古賀総務部長

いろいろな事情があるとは思いますけれども、まずはすべての国民が納税 義務を負って、非常に厳しい家計の中で、場合によっては借金をしてでも納 税義務を果たしていただいているという方々がおられる中で、どうしても払 えないという状況については、みずからその説明を積極的にしていただくと いう姿勢、これは我々が1つ1つの家に臨戸をして、そして説明を求めなければ話していただけないという状況では、これはいつまでたっても国民の間、県民、市民の間の不公平感を払拭をしていくということはできないと思っております。

# 小越委員

そうすると、部長は借金してでも金を払えと、そう言っていると同じですよね。借金してでも払うのは当然だと。それは自分から話しに行きたくても行けないです。仕事もありますしね、どういうことかわからないと思います。こちらから滞納の把握、生活の把握に努めた上でということは、なぜこちらが行かないんですか。なぜ払えないかというと、税金が上がっているんですよね。収入は減っていますよ。所得税、住民税といろんなからくりもあって、払えない人がたくさんいます。例えば、固定資産税も上がっています。仕事がなくても、収入がなくても固定資産税は払えといいます。売りたくたって売れないんですよ、今ね。でも、払わないと差し押さえだと、借金してでも払えと。

身延町では捜索として15人もの方が、身分証明書も呈せずに詐欺や横領で刑事告訴もできると言って捜索したそうです。その様子も購買物件も全部広報やホームページに載せて、これは半分見せしめみたいなものだと思いますよ。90万円の固定資産が滞納で町じゅうにこれが知らされるわけです。差し押さえ優先の徴税方法は人権もないということですか。私はせっかくここにポイントで、滞納者の生活実態把握に努めと書いてあるんであれば、例えば徴収猶予の申請用紙が出された場合は、聞き取りしなければいけないわけですよね。それを聞き取りもしないで、あなたは来なかったら悪い、それはないと思うんです。それは税を獲得する皆さんにとっては大変かもしれませんけれども、臨戸訪問もし、話も聞き、滞納者の生活実態の把握に努める、ここが一番最初だと思います。

それで私はこの前、甲府市にお伺いしたいんですけど、甲府市では差し押さえ件数の目標は掲げていないと明言しております。それはなぜかって聞いたんです。それは目的ではないからと言いました。差し押さえが目的になってしまっているんですよ。これツールとしてではなくて目的、差し押さえの件数が100なのか200なのかが目的になってしまうと、とんでもない結果になってくると思います。それはあくまでツール、手段としてやるわけでありますから、県の指導でここの差し押さえの件数や目標進行管理、これはやっぱり削除するべきだと思いますけど、いかがですか。

### 深澤税務課長

確かに差し押さえ件数が最終目標になっては、これは本末転倒ですから、あくまでも手段であるということは我々も同じ考えでございます。ただ、ここには「滞納整理額や差し押さえ件数」などということですので、平成12年度まで差し押さえをやったことのない市町村が12市町村ありました。法律にのっとってやっていなかったということでございますが、そういうところにつきましては、ある程度差し押さえをどのくらいやろうというような目標を立てるこも重要ではないかと思います。

片や甲府市とかですね、大きいところついては、それが目標じゃなくて、 目標にするほどでもないというところもあるかと思います。その辺は市町村 においてそれぞれの市町村のお考えで、やることだと考えております。

# 小越委員

ここで終わりにしますけれども、先ほど部長が借金して払っている人と比べたらって、それは私は非常にゆゆしき発言だと思っています。身延町の人

と、甲府の人と、それは市町村の考え方が違うと。それだったら、住んでいる人にとって余りに不公平じゃありませんか。身延町の事例発表では、滞納すると役場が踏み込んでくる、滞納するとそれなりの代償を支払わなければならないということを自覚させる、こういう文章、これは取り立て屋としての税業務でしかないと思うんです。差し押さえありきということがまず最初にありますと、この滞納者の生活実態を把握しようということをせずに、まず目標を達成するために差し押さえなど何でもやる、そのようになってしまったら本末転倒なんです。

やっぱり私はなぜ払えないのか、そこも踏まえて、じゃ、どうしたら払えるのか。過払いの話もあります、サラ金、やみ金の話もあります。そこも踏まえてやらないと、借金してまで払えというのは、私はそれは非常にゆゆしき発言と思いますので、私はこの徴収の5つのポイント、少なくともこの「数値目標を」というのは削除していただきたいと思います。要望しておきます。

古賀総務部長

済みません、あくまでもちょっと誤解を招かないように、私は借金をして 払ってくださいとは一言も言っておりませんし、県市町村もそのような指導 は一切しておりません。あくまでも厳しい思いをして納税をしていただいて いる方がいるということについての、1つの例えとして申し上げただけです ので、誤解なきようよろしくお願いいたします。

# (消防学校の整備について)

河西副委員長

質問させていただきます。先ほども消防のお話が出ましたけれども、代表質問でもこの質問がありましたが、私の地元にある消防学校の整備ということで若干お聞きしたいと思います。本県でも東海地震等が大変心配されており、また、さまざまな災害等も危惧されておるわけであります。そういうことはないにこしたことはないんですけれども、一朝有事にはやはり今の消防職員とか、消防団員の方には、いろんな御苦労をいただくということでありまして、だからこそ、日ごろの教育・訓練とか、そういうものの充実というものも大変必要じゃないかなと思っております。そういう意味で、消防学校を建てかえていただくということで、高度な設備を初め、いろいろな装備も整えていただくということに大変期待をしておるわけです。そこで、重複するかもしれませんが、消防学校建てかえのスケジュール、また、2月議会で予算を議決させていただきましたけれども、6,000万円ほど本年度の予算が計上されており、恐らく基本設計等が中心だと思いますが、その進捗状況について、まずお聞かせ願いたいと思います。

堀内消防防災課長

消防学校の整備についてでございますが、まず全体のスケジュールでございます。平成22年度は消防学校の整備に当たって、周辺用地も獲得しなければならないという状況がありますので、周辺用地の測量、ボーリング調査等をいたしまして、その後、基本設計をするということで、当初予算の方に予算を計上させていただいているところでございます。23年度は周辺用地の土地収用法関係の法令手続を経まして、24年度に実際に用地を取得して造成をし、そして実施設計を行うという予定でございます。したがいまして、実際の建設は25年度、26年度と2カ年かけて建設をいたしますので、新たな消防学校は27年4月に開校するというのが全体のスケジュールでございます。

それから、本年度の6,000万円余の予算に係るスケジュールでございますが、測量につきましては4月に既に業者の選定や発注をいたしまして、

この6月中には地元の説明会をして、測量に入らせていただきたいと考えて おります。7月下旬ぐらいまでには測量を終えるような格好でいきたいと思 います。ボーリング調査はその後にできるようになります。それから、もう 一つが基本設計ということでございますが、こちらの方は業者選定をプロポ ーザルでやるということで、現在、準備を進めており、実際に設計業者を決 める審査会は7月の下旬を予定しております。7月下旬に設計業者を決定い たしまして、それから半年程度、年が明けた2月くらいまでに基本設計を終 えていきたいという考え方でございます。

# 河西副委員長

最新の教育・訓練施設ということで大変期待をしておるわけでありますけ れども、ぜひでき上がったときには、多くの消防職員、また団員等に利用し ていただければいいなと思っております。 消防はプロの消防といいますか広 域消防と、消防団というものがあるわけですけれども、いわゆる消防団員と いうのはやはりふだん自分の仕事を持ちながら、ある程度ボランティア的な もので消防活動をしているということであります。なかなか平日、日中なん かも訓練等もできないということであり、夜間、小学校・中学校、また河川 敷等を利用して訓練をする姿を見ておると大変だなと思います。私も20年 ほど消防をしていましたから、そういう大変さはわかるわけですけれども、 せっかくそういう施設が出きたり、広くなったりということですから、ぜひ そういう地元といいますか、消防団といいますか、そういう人たちにも広く 開放して、訓練等ができるようなことができないか。ぜひとも検討してもら いたいと思いますけれども、その点についてお聞きしたいと思います。

堀内消防防災課長 消防団員の訓練についてでございます。本会議でも御質問がありましたよ うに、消防団員1万5,000人余おります中で、消防学校の方で定期的に 訓練をしていかなければならないんですが、新しい消防学校になりましたら、 現在の消防学校に入校して訓練をする課程の定員は、施設を大きくすること によって3割程度ふやしていきたいと考えております。消防団員の方に限っ て言いますと、22年度は8課程で1,140人程度を予定をしております が、新しい消防学校にする際には、それを1,500人、やはり1.3倍ぐら いの定員として、できるだけ多くの方に入校していただけるように考えてお ります。

> また、入校以外にもたくさん消防団員の方がいらっしゃいますので、そう いう方たちが自主的な活動の中で、使わせていただきたいというお話があり ました場合には、実際に火を燃やす施設などはかなり危険を伴いますので、 すべての訓練施設というわけにいかないかと思いますが、いわゆる放水訓練 とか、あるいはグラウンドとか使っていただけるようなものについては、で きるだけ、委員のおっしゃったように、休日なども開放をするようなことを、 検討してまいりたいと考えております。

#### 河西副委員長

ありがとうございました。いろいろ配慮していただけるというような話で ありますので、開かれた消防学校という点でも、ぜひきめ細かい配慮をお願 いしたいと思います。

もう1点、消防学校に隣接した防災安全センターというものがありまして、 先日、私どももみんなで現地調査の際に見学させていただいたんですけれど も、以前と比べると大変リニューアルされて、興味がわくような施設になっ たなと感じたわけですが、どんなところを重点に置いて新しくリニューアル したのか、お聞かせ願いたいと思います。

堀内消防防災課長 防災安全センターについてでございますが、昨年度の予算で約5,000 万円をかけましてリニューアルを行ったところでございます。一番目玉にな っておりますのはやはり地震体験コーナーということで、地震体験装置を新 たなものにいたしました。今までは横揺れだけでしたが、いわゆる前後、左 右、上下、3軸方向に動きますので、例えば阪神・淡路とか、あるいは新潟 とか、そういった地震波形をそのまま入力しますと、そのときの揺れ方が再 現できるような、新しい地震体験装置になっております。

> それから、あと、NTTさんの御協力をいただきまして、実際に電話機を 設置し、171、災害用の伝言ダイヤルの通話体験コーナーとか、119番 の通話を体験できるような設備、それから、消火器が実際に水を出すわけに いきませんので、赤外線で画像に向かってかけて、体験していただくような 消火体験コーナー、そのほか救命救護体験室あるいは防災情報コーナー、防 災Q&Aのコーナーとか、6 コーナーぐらい新たに整備をしたところでござ います。

#### 河西副委員長

ありがとうございました。せっかくいい施設になったんですから、ぜひ多 くの県民の方に来ていただけるよう、PRをしていただいて防災意識の高揚 に努めていただきたいと思うわけですけれども、例えば小中学校の児童・生 徒の学習に利用するとか、そういうことで教育委員会等には働きかけをして、 子どもたちにもしっかり防災意識を植えつけていくということも、大変大事 ではないかなと思いますが、その点どうでしょうか。

堀内消防防災課長 学校関係の防災安全センターの活用ということでございますが、平成21 年度、来館をしていただいた小・中学校等は16でございました。利用者数 で969人、約1,000人くらいでございました。実際なかなか遠くなの で来れないという学校もございますので、防災安全センターの方では起震車 というものがございますので、そういうものを持っていったりして、出張し て、防災教育をやっているものがありまして、その出張講座で学校関係、こ ちらは小・中だけではなくて高校も入るんですが、25団体、大体2.10 0人くらいの方に、出張防災教育をやっておりました。

> 今回、リニューアルをいたしましたので、市町村の防災担当課を通じて教 育委員会にも働きかけ、小中学校の方にも呼びかけをしておりますし、私ど もも県の教育委員会、教育事務所の方にお願いするなど、できるだけ施設を 活用していただけるようPRに努めてまいりたいと考えております。どうぞ よろしくお願いします。

#### 河西副委員長

ありがとうございました。消防学校も新しくなるということで、ぜひ開か れた学校ということでお願いをしたいと思います。また、防災センターも、 私どもが見させていただいていいなと、すばらしいなと思いましたから、ぜ ひ大勢の人に利用していただくようにお願いしたいと思います。

#### その他

- 委員会報告書の作成及び委員長報告については委員長に委任された。
- 閉会中もなお継続して調査を要する事件について配付資料のとおり決定された。
- 継続審査案件調査の日時・場所等の決定は委員長に委任され、県外調査を平成22年7 月26日~28日に北海道方面で実施することとし、詳細については、後日通知すること とされた。

・ 平成22年5月21日に実施した県内調査については、議長あてにその報告書を提出したことが報告された。

以 上

総務委員長 鈴木 幹夫